

平成31年2月定例会 防災対策特別委員会(付託)

平成31年3月4日(月)

[委員会の概要]

島田委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出案件について

【報告事項】

○次期・徳島県国土強^{じん}靱化地域計画の骨子(案)について(資料①)

○阿南安芸自動車道「海部野根^{かいふのね}道路」における新規事業採択時評価手続きの着手について(資料②)

朝日危機管理部長

2月定例会に追加提出いたしました、防災対策関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

私からは、総括事項と危機管理部関係について御説明を申し上げ、引き続き、各部局から御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

お手元の防災対策特別委員会説明資料(その3)の1ページをお開きください。一般会計の総括でございます。関係する6部局で、予算の補正をお願いいたしております。補正予算の総額は、総括表の最下段計欄の3列目に記載のとおり、90億7,319万1,000円の減額補正をお願いするもので、補正後の予算額は、454億6,283万3,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。総括表の一番上、危機管理部でございますが、6,844万8,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算額は、その右隣、8億7,642万6,000円となっております。

2ページをお開きください。部別主要事項説明についてでございます。危機管理部の主要事項につきまして御説明を申し上げます。

まず、危機管理政策課でございますが、防災総務費の摘要欄③、平成30年7月豪雨救援対策費の所要見込額が決定したことに伴う減額などによりまして、危機管理政策課全体で、304万2,000円の減額をお願いしております。

次に、とくしまゼロ作戦課でございますが、防災総務費の摘要欄①、防災対策指導費では、進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業における、補助金の精算による減額などにより、とくしまゼロ作戦課全体で、5,779万1,000円の減額となっております。

次に、消防保安課でございます。防災総務費の摘要欄①、航空消防防災体制運営費にお

いて、事業費の精算による減額など、消防保安課全体で、521万5,000円の減額となっております。

次に、安全衛生課でございます。予防費の摘要欄①、動物愛護管理費において、セラピードッグに適する犬が少なかったことによる減額など、240万円の減額となっております。

15ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。

とくしまゼロ作戦課の防災対策指導費では、進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業において、市・町が実施する一部の事業で、年度内の完成が見込めないことなど、2,598万8,000円の繰越しをお願いするものでございます。これらの事業につきましては、今後、早期の完了に努めてまいります。

危機管理部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、1点、御報告を申し上げます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。次期・徳島県国土強靱化地域計画の骨子(案)についてでございます。資料には記載はいたしておりませんが、この地域計画につきましては、平成27年3月に全国で初めて策定し、ハード・ソフト対策の両面から県土強靱化の推進を図ってまいりました。昨年12月、国におきましては、近年の災害から得られた知見や社会情勢の変化などを踏まえ、国土強靱化基本計画の見直しが行われました。また、本県の国土強靱化地域計画においては、今年度が計画の最終年度であることから、この度、国の基本計画と整合を図りながら、次期計画の策定を行うこととしたものでございます。それでは、概要につきまして御説明を申し上げます。

資料の1、理念を御覧ください。いかなる大規模自然災害が発生しようとも、人命の保護、重要な機能の維持などにより、安全・安心を実感できる災害に強いとくしまの実現を計画の理念といたしております。

2、推進期間につきましては、2019年度から2022年度とし、現計画と同じく4年間といたしております。

3、基本方針におきましては、県土強靱化に向けた取組姿勢、適切な施策の組合せなど、四つの基本方針の下、県土強靱化を推進していくことといたしております。

4、施策分野につきましては、(1)個別施策分野として現計画から引き続き5分野を、また、(2)横断的分野としては、②人材育成と、③官民連携を新たに追加した6分野に分類したものといたしております。

資料2ページを、御覧ください。5、事前に備えるべき目標につきましては、本計画の理念である災害に強いとくしまを実現するため、①人命を守る、②健康・避難生活環境の確保を図るなど、八つの目標を設定をいたしまして、事前に備えるべき目標を妨げる41の起きてはならない最悪の事態を設定をいたしました。なお、詳細につきましては、資料の3ページに記載のとおりでございます。

6、対象とする自然災害につきましては、南海トラフ地震・津波、中央構造線・活断層地震等の直下型地震など、あらゆる自然災害を対象としております。

今後につきましては、7、脆弱性の分析・評価におきまして、起きてはならない最悪の事態を回避する施策を検討するとともに、8、重要業績指標の設定におきましては、脆弱性の評価結果に基づき、個別施策を設定することといたしております。

今後、有識者からなる推進委員会での検討や、議会での御論議を踏まえ、次期・国土強靱

化地域計画の策定作業を進めてまいりたいと考えております。

報告につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

久山保健福祉部長

続きまして、保健福祉部関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の委員会説明資料(その3)の1ページ目をお願いいたします。

保健福祉部関係でございますけれども、総括表の2段目でございますように、2億9,541万1,000円の減額補正をお願いしております。補正後の予算総額は、8億9,393万7,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。部別主要事項でございます。主なものについて、御説明を申し上げます。

まず、保健福祉政策課でございます。摘要欄②、保健所施設等整備事業費において、ブロック塀改修工事に係る費用が、当初の見込みを上回ったことなどによりまして、合計で548万8,000円の増額となっております。

次に、医療政策課でございます。摘要欄①、医療衛生費におきまして、有床診療所等のスプリンクラー等の設置に要する費用が、当初の見込みを下回ったことなどによりまして、合計で2億2,752万2,000円の減額となっております。

続きまして、薬務課でございます。摘要欄①、緊急薬品及び予防薬品整備対策費におきまして、災害用の備蓄医薬品購入に係る費用が、当初の見込みを下回ったことなどによりまして、合計で286万7,000円の減額となっております。

次に、長寿いきがい課でございます。摘要欄①、老人福祉施設整備事業費におきまして、補助対象市町村における施設整備が、当初の見込みを下回ったことによりまして、合計で7,100万円の減額となっております。

次に、4ページ目をお願いいたします。障がい福祉課でございます。摘要欄①、障がい者交流プラザ管理運営費におきまして、避難所としての機能強化に要する費用が、当初の見込みを上回ったことによりまして、合計で49万円の増額となっております。

16ページ目をお願いいたします。繰越明許費の追加でございます。

保健福祉政策課の保健所施設等整備事業費におきまして、ブロック塀改修工事に係る費用といたしまして、2,690万7,000円を繰り越すこととしております。

17ページをお願いいたします。繰越明許費の変更でございます。

長寿いきがい課の老人福祉施設整備事業費におきまして、繰越予定額を1億8,000万円から、1億9,900万円へ変更をお願いするものでございます。

提出案件の説明は以上でございます。なお、報告事項はございません。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川合農林水産部長

2月定例会に追加提案をいたしました農林水産部関係の案件は、平成30年度2月補正予算案でございます。

お手元の、防災対策特別委員会説明資料(その3)をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。上から3段目、農林水産部の補正額であります。12億4,913万6,000円の減額をお願いするものとなっております。補正後の予算総額は、3列目にごさいますように、124億9,379万7,000円となっております。なお、補正額の財源内訳につきましては、その右の列、括弧内に記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。農林水産部関係の主要事項でございます。

まず、畜産振興課であります。家畜保健衛生費につきまして、事業費の確定による増額により、課の合計といたしまして、393万2,000円の増額をお願いいたしております。

続きまして、農林水産総合技術支援センターでございます。農業総務費から森林林業研究費につきまして、事業費の確定による増額により、センター合計で、850万3,000円の増額をお願いしております。

続きまして、農山漁村振興課でございます。農地調整費につきまして、国庫補助事業費の確定による減額により、課の合計といたしまして、4,640万円の減額をお願いいたしております。

6ページをお願いいたします。生産基盤課でございます。2段目の農地防災事業費につきまして、国庫補助事業費の確定による減額、5段目の農地及び農業用施設災害復旧費及び6段目の耕地海岸施設災害復旧費につきまして、災害復旧事業費の確定による減額など、生産基盤課合計で、10億4,593万円の減額をお願いしております。

7ページに移りまして、森林整備課でございます。2段目の治山費につきまして、事業費の確定による減額、3段目の災害林道復旧費から5段目の治山施設災害復旧費につきまして、災害復旧事業費の確定による減額など、森林整備課合計で、1億6,924万1,000円の減額をお願いしております。

14ページをお願いいたします。一般会計における継続費の変更についてでございます。既に御承認を頂き事業を実施しております。生産基盤課の新築橋上部工架設事業の全体計画について記載をいたしておりますが、今回、財源内訳につきまして、所要の変更を行うものでございます。

18ページをお願いいたします。繰越明許費の追加でございます。畜産振興課の家畜保健衛生所運営費から、19ページの森林整備課の現年発生治山施設災害復旧事業費まで、合わせて22事業につきまして、合計で31億6,280万5,000円の繰越しをお願いするものでございます。

20ページをお願いいたします。繰越明許費の変更でございます。今定例会におきまして、先議により繰越しを御承認いただいたところでございます。生産基盤課の広域営農団地農道整備事業費から、森林整備課の治山事業費まで、合わせて8事業につきまして、合計で52億9,101万7,000円への繰越予定額の変更をお願いするものでございます。これらの事業につきましては、計画に関する諸条件などから、年度内の完了が見込めなくなり、やむを得ず、翌年度に繰り越すものでございます。今後とも、できる限り早期の事業推進に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

提出案件の説明は、以上でございます。なお、当部から報告事項はございません。御審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

瀬尾政策監補兼県土整備部長

続きまして、県土整備部関係の案件につきまして、御説明いたします。

お手元の委員会説明資料(その3)の1ページを御覧ください。表の補正額欄、下から4段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、72億1,427万8,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、県土整備部合計で294億4,208万3,000円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。

まず、道路整備課におきまして、緊急地方道路整備事業費の決定に伴う補正など、合計で3,803万8,000円の増額をお願いしております。

次に、高規格道路課におきましては、緊急地方道路整備事業費の決定に伴う補正により、2億2,718万3,000円の減額をお願いしております。

9ページを御覧ください。都市計画課におきまして、公園整備事業費の決定に伴う補正により、1億5,115万8,000円の減額をお願いしております。

住宅課におきましては、建築物耐震化推進費の事業費の決定に伴う補正など、合計で2億1,630万6,000円の減額をお願いしております。

河川整備課におきまして、総合流域防災事業費の決定に伴う補正など、合計で2億5,400万円の減額をお願いしております。

10ページをお開きください。流域水管理課におきまして、堰堤改良事業費^{えん}の決定に伴う補正により、2,205万9,000円の減額をお願いしております。

砂防防災課におきまして、災害復旧事業費の決定に伴う補正など、合計で53億1,379万4,000円の減額をお願いしております。

次に、11ページを御覧ください。運輸政策課におきましても、災害復旧事業費の決定に伴う補正など、合計で10億6,781万6,000円の減額をお願いしております。

次に、21ページを御覧ください。繰越明許費でございます。各事業の進捗状況を精査いたしました結果、平成31年度に事業費の一部を繰り越して事業を執行する、繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。この内、22ページまでは一般会計の追加分といたしまして、今回、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載してございます。追加分の合計は、22ページの最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、57億4,883万2,000円となっております。

次に、23ページを御覧ください。一般会計の変更分といたしまして、2月定例会開会日に、先議で御承認いただきました事業につきまして、翌年度繰越予定額の変更を記載してございます。変更分を反映した補正後の合計は、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、156億1,059万4,000円となっております。これらの事業につきましては、計画に関する諸条件などの理由により、年度内の完了が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございます。今後とも、できる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしく御願いいたします。

県土整備部関係の説明事項は以上でございます。

続きまして、1点、御報告をさせていただきます。

阿南安芸自動車道海部野根道路における新規事業採択時評価^{かいふのね}手続の着手についてござ

います。お手元の資料2を御覧ください。

昨年11月16日に都市計画決定いたしました、阿南安芸自動車道の海部道路につきましては、去る3月1日、国土交通省から、海部インターチェンジから高知県野根インターチェンジまでの間、都市計画道路延長で約14.3キロメートルの海部野根道路を、平成31年度予算に向けて、地方負担の負担者である徳島県への意見聴取を開始し、新規事業採択時評価手続に着手するとの発表がありました。この度、海部野根道路が新規事業化候補箇所に選定されたことは、これまで機会あるごとに、政府与党や国土交通省、財務省に対し、徳島県議会四国横断自動車道・阿南安芸自動車道建設促進議員連盟の会長であります、岡本委員をはじめ、県議会有志の皆様や、関係市長・町長の皆様との連携により、県の総意として、高速道路の南伸を強く訴えてきた成果であり、御支援・御協力を頂きました委員の皆様には、深く感謝を申し上げます。阿南安芸自動車道は、県南地域の活性化はもとより、平時の救急・救命、災害時の命の道としてなくてはならない道路であることから、海部野根道路の平成31年度の確実な事業化に、今後取り組んでまいります。また、併せて牟岐・海部間につきましても、一日も早く事業化していただけるよう、国に対し、引き続き、強く訴えてまいりますので、委員の皆様方の御支援をよろしくお願いを申し上げます。

報告事項は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

延病院局長

続きまして、病院局関係の案件について、御説明申し上げます。

説明資料の26ページを御覧ください。病院事業会計の補正予算についてでございますが、1,202万1,000円の増額をお願いするものでございます。補正後の予算額は、5,353万2,000円となっております。これは、中央病院機能強化事業費の増改築工事費が増額となることによるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

美馬教育長

続きまして、教育委員会関係の追加提出案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算総括表でございます。教育委員会関係の補正額は、総括表の下から3段目でございますように、1億27万1,000円の減額となりまして、補正後の予算額は11億6,859万7,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

12ページをお開きください。補正予算の内容についてでございます。

まず、施設整備課でございますが、事務局費の①、教育財産取得及び管理費及び高等学校費の学校建設費①、高校施設整備事業費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で9,009万4,000円の減額をお願いしております。

次に、福利厚生課でございますが、福利厚生費の①、教職員住宅管理費及び②、平成30年7月豪雨救援対策費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で652万9,000円の減額をお願いしております。

次に、学校教育課でございますが、教育指導費の①、平成30年7月豪雨救援対策費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、180万円の減額をお願いしております。

次に、人権教育課でございますが、教育指導費の①、平成30年7月豪雨救援対策費におきまして、所要見込額が決定したことに伴い、13万円の減額をお願いしております。

最後に、体育学校安全課でございますが、保健体育総務費の①、学校安全管理指導費におきまして、所要見込額が決定したことに伴い、171万8,000円の減額をお願いしております。

24ページをお開きください。繰越明許費の追加についてでございます。

まず、施設整備課でございますが、教育財産取得及び管理費、高校施設整備事業費では、ブロック塀等緊急安全対策などにおきまして、繰越予定額9億953万8000円をお願いするものでございます。

次に、福利厚生課でございますが、教職員住宅管理費では、ブロック塀等緊急安全対策におきまして、繰越予定額1,716万4,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

尾田警備部長

続きまして、警察本部関係の提出案件について、御説明申し上げます。

委員会説明資料の1ページをお開きください。まず、警察本部につきましては、一般会計歳入歳出予算総括表の下から2段目の補正額の欄に記載のとおり、1億4,564万7,000円の減額をお願いするものでございます。補正後の予算総額は、5億8,799万3,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、13ページをお開きください。補正予算に係る事業について、御説明申し上げます。

まず、警察本部費の摘要欄①、管理運営費の警察施設ブロック塀安全対策事業に要する経費として、2,224万7,000円の減額をお願いするものであります。

次に、警察施設費の摘要欄①、警察署整備事業費に要する経費として、1億2,340万円の減額で、この内訳といたしましては、新防災センター(徳島中央警察署)施設整備事業の埋蔵文化財調査に係る調査費の確定によりまして、7,600万円、警察施設防災機能強化事業の工事費の確定によりまして、4,740万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、25ページをお開きください。繰越明許費(案)について、御説明申し上げます。

今回、繰り越す事業は、管理運営費といたしまして、9月定例会において補正予算措置させていただきました、警察施設ブロック塀安全対策事業に要する経費の内、1億5,966万4,000円を翌年度に繰り越すものでございます。繰越しの理由につきましては、計画に関する諸条件により、年度内の執行が困難となったためでございます。

最後に、27ページをお開きください。開会日に債務負担行為の先議を頂きました、徳島東警察署(現徳島中央警察署)庁舎整備等PFI事業の変更特定事業契約についてでございます。

本事業につきましては、平成30年3月13日に、資料内に記載の相手方と契約締結し、事業を進めておりましたが、今年度実施した地質調査の結果、杭設計の見直しなど、工事内容に変更が生じたことから、増額の契約変更を締結するものでございます。増額金額は、

2億8,140万6,368円でございます。

警察本部関係は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

島田委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

岡田委員

先ほど説明いただきました、徳島中央警察署の庁舎の件なんですけれども、2億8,000万円余りの債務負担行為を先議させてもらったところなんですけれども、事前委員会でもいろいろ確認はさせてもらったんですけれども、今回、警察の庁舎は災害の時にも機能する設備を付けるということで、何があっても倒れてはならない建物を造ってくれるという前提の下でのお話をさせてもらいたいんです。今日が多分、いろいろ質問できる最後の機会だと思いますので、改めて時系列で順番に確認させてもらいたいなと思います。まず、徳島中央警察署の建物の流れについて、移転場所の決定をした経緯がまずはスタートの時点になろうと思いますので、そこから説明をお願いできますか。

高橋参事官兼会計課長

徳島中央警察署の建築の流れであります。移転場所の決定の経緯ということで、御説明したいと思います。新庁舎移転の用地は、御案内のとおり徳島地方裁判所の余剰地でありまして、元国有地であります。平成27年6月の本会議において、徳島県知事のほうで移転場所を公表させていただき、その後、県有地の^{ろう}豊学校との交換の作業を進めておりました。平成29年10月に県有地となったところでありまして、徳島中央警察署、旧徳島東警察署でありますけれども、約50年近い築年数を抱えていまして、耐震的にも非常に問題があるというところであり、また、切迫する南海トラフ巨大地震等に、迅速・的確に対応しなければならない。熊本地震でありましたように、市庁舎が倒壊して機能が損失した。そういうことがあってはならないと考えており、そういうものに対しては、新庁舎を早期に整備することとしまして、用地の交換作業と並行して、我々はPFI事業が適切であろうということで、PFI法に基づいて事業を進めてきたところでありまして、具体的には、平成27年度にPFI導入可能性調査事業、その翌年度からはアドバイザー事業という形で、PFIとして整備を進めるための手続を進めてまいりました。平成29年10月に用地が県有地になりましたけれども、その4か月前の平成29年6月に入札公告をしまして、提案審査を受け、平成30年3月に事業契約を締結したというところでありまして、これは、5億円を超える工事でありますから、当議会の御承認の議決を得て、昨年3月に契約に至っております。今年度は、埋蔵文化調査であるとか、ボーリング調査を進めているという状況であります。

岡田委員

ということは、入札が平成29年6月に行われた。しかし、県の土地になったというのは、その年の10月であると。県の土地になる前、国の土地の段階の時に入札をされて、県の土地になったのが10月なので、先ほどの説明だと、4か月前に入札をしましたという話なん

ですけれど、それでいくなれば、いろいろな調査をするに当たって、県の土地になってから入札をしたほうが良かったのではないのですか。入札公告をする時に、県の土地ではないので、調査ができていない段階で入札公告をされているという今の説明なんですけれども、そのあたりの、入札をする時に県の土地でなかったというところの説明をお願いしたいのですが。

高橋参事官兼会計課長

入札公告をした時は、まだ県有地ではない。ですから、その段階において地盤調査ができない。あらかじめ、地盤調査をしてから、入札手続等を進めるべきではなかったのかという御質問であると理解しました。通常の従来方式であれば、そのような形でボーリング調査を実施した後に、設計・建築等と行っていくという手続になります。本PFI事業というのは、設計・建築・工事監理を一つの事業体、特別目的会社、SPC(Special Purpose Company)と申しますけれども、これが実施するものであって、従来手法のように、あらかじめ庁舎の位置とか建物の構造物等を設計した上で、建築に係る入札等を行うものではないというところでありまして、つまり、地質調査の範囲とか位置は、事業者が提案する庁舎の規模や、構造によって異なってくるところでありまして、他のPFI事業においても同様に、契約締結後、ボーリング調査を実施する例は多々あるところでありまして、本入札の実施公告時には、隣接する裁判所新庁舎が近年建築されたものでありまして、その地盤調査の結果をお示しして、その上で事業者から提案を受けるという形で十分ではないかと認識したということで、事業を進めてまいりました。

岡田委員

隣に建っている裁判所が、工事をする時に地質調査をしているので、その時の調査のデータを元に入札公告をして、県の土地になっていない時に入札を行ったということですね。だから、何の基準もなくして入札をしたわけではなくて、裁判所の地質調査のデータがあったので、それを元に本当に隣なので、隣接する場所の地質としては、同じような条件ではということ、行われたということよろしいですか。

高橋参事官兼会計課長

本提案について整理をしますと、我々が裁判所の地質調査を示した。本事業者は、周辺6か所の地盤調査を自ら保有しておりまして、そのデータ等総合して、地盤の調査を確認したところでありまして。特に、この地盤は裁判所とはそんなに大きく構造に変化はないということでありまして。当然、吉野川の砂州等が堆積したものでありまして、約40メートル付近に支持基盤がある。これは、間違いのないところでありまして。ところが、その支持基盤から下の粘土層の水分量、専門的に圧密検査というものですが、その圧密検査を実施したところ、当初、事業者が想定したものよりも、相当耐力がなかったというところでありまして。支持層の下の粘土層の水分量の圧密検査に関しまして、御認識があるように、首都圏の民間マンション、これは神奈川県でありますけれども、杭の偽装事案がありまして、それ以降、地盤調査に関しまして、より深層部の圧密試験を行うという調査が求められております。特に、本事業のように防災機能を有する施設の整備においては、特に重要では

ないかとそういう我々の確認をしていきます。こういう判断というのは、警察本部が独自にやっているものではなくて、当然、県警察も営繕職員がおりますし、また、この事業が第三者的にしっかりなされているかどうか、設計・建築・維持管理を一つの事業体がやるものですから、しっかりと管理ができていくかどうか、それがなされているかどうかというのを、モニタリングする必要がありまして、我々の第三者機関のコンサルタントに委託しているところであります。そのコンサルタントの意見、更には地盤に関する判定機関からも、このような規模の庁舎を整備するのであれば、粘土層についても検証することが大事なんだという意見をもらっています。繰り返しますけれども、当該警察署は防災機能としての庁舎を整備することでありまして、災害に強い庁舎を整備するためには、基礎工事には万全を期してまいりたいと、そういう認識を持った次第であります。

岡田委員

お答えいただいたとおり、何よりもこの建物が、いざ大災害が起こった時に、警察署の建物だけは何がどうあっても機能を維持するところを、最大の前提で建ててもらえるということで、私たちは議論させてもらっている。その中であって、弱い粘土層の所があるのならば、そこを当然強化してもらって、今のところ南海トラフ地震に備えるという話ですけど、南海トラフ地震以上の地震が来る可能性も否定はできない今の日本の災害の状況でございますし、また、直下型地震ということも、縷々起きているので、大阪の地震にしても、起こる想定がなかったような所でさえも起こってきているという中であって、何が起っても、どんな災害が起っても、指示機能ができる場所、必ず情報集約ができる場所として、この警察署が改めて位置付けられて、今建ててくれようとしているわけですので、当然ながら、地下の緩い粘土層があったところで、杭を打って強化して、強固な地盤を造った上でその建物を造るという話ですので、工事の始まる前に、前段階としての調査ができたというのは、一つのものすごい良かった点だと思います。また、おっしゃるようないろいろな所の高層ビルでの地盤沈下というのは、本当に想像を絶する怖さがありますので、それを防ぐためにも今回の杭打ちをして、土壌の強化をできる、見過ごすことなく対応できるということが、非常に安全なものを造り上げるという、建物を建てる前に一つの証明になろうかと思うんです。その中であって、事前委員会の時にも申しましたが、まずは、今ある不安定な庁舎ではなくて、安全が担保できた建物を建ててもらって、それがいち早く、県民の皆さんに安全なシンボルとして示していただけるようにということで、事前委員会の時にも、平成33年の春というお話だったんですけども、私は平成33年2月に造ってねとお話させてもらいましたが、本当に一日も早く、その建物を建ててもらおうということが、いつ起こるか分からない災害に対しての、一つの希望が持てるものと言いますか、不安を払拭できる建物となる、私はシンボリックな建物となると期待しているんです。本当に、県民の皆さんが徳島に居て良かったというのは、それはいろいろな災害で指示機能が失われた庁舎を見てきて、混迷をして、混とんとしている避難生活を送っているような状況を、テレビで何度も皆さんが見られていると思うんです。少なくともそれを防ぐために、徳島中央警察署の庁舎というのが、徳島県にはちゃんと凜として備えられるということに関して、非常に期待をしている一人としては、何が何でも壊れない建物を建ててもらおうための対策として、是非、今の杭打ちを当然してもらおうとともに、

それに備えた安全な対策を更にしていただく。それともう一つは、これから5年、10年するといろいろなインフラがまた変わってくると思うんです。コンピュータ対応であったり、情報捜査であったり、その部分でも変わってきますので、少し先を見据えた対応もできるような在り方というものも、是非、建物の中で機能として持っていただきたいなと思います。また、何があっても倒れない、そして災害に強い建物を造る。それがイコール、徳島県の安全・安心につながるという、そしてまた、警察が造るというところに、私は非常に意義があると思いますので、是非、しっかりしたものを造ってもらうように要望させてもらいたいと思います。ただ、杭の増加の分なんですけれども、計算後そういうふうに変ったという話なので、それだったら事業者のほう負担する費用になるのではないかということも、一点、思うんです。当然、税金は県民の皆さんから納められたもので、県民の願いを込めた建物を造ってくれるという意味では、非常に意義がある建物だと思うんですけれども、調査をした段階で変更があって、更には強い基盤を造ってくれるということで、その杭打ち作業において、強固なものを建ててくれるという部分には賛成なんですけれども、そのお金に関しての部分の解釈はどうされますか。

高橋参事官兼会計課長

今、力強い御質問と御提言を頂きました。私も機動隊員時代は、阪神淡路大震災に出動いたしまして、長田警察署等々が機能しなかった。割と新しい庁舎だったんですけれども、支持基盤等に影響を受けて、結構、現場が困ったなあという経験があります。当然、防災だけではなくて、向こう100年を見越した治安対策、支援対策として、そういう治安対策も万全を期さなければならぬと考えております。先ほどの質問なんですけれども、杭の増加分は、当然、事業者がリスクとして負うべきではないのかという御質問だったと思います。先ほども御説明いたしましたが、本事業者の提案は、我々が入札公告時に示した、裁判所新庁舎の整備の時に実施したボーリング調査の結果、更には事業者が自ら保有する周辺のボーリング調査の結果によって、その耐力を想定したものであります。PFI事業として契約した昨年3月以降、今年度ですが、事業地において複数回にわたり、地質調査を実施いたしました。複数回というのは、当初4回程度を考えていたんですけれども、事業者から御相談がありまして、彼らが考えているよりも相当良くないと。実際は5分の2程度だったということでありまして。これは、飽くまでも実際の現場において地質調査をした結果、判明したものであります。これらは、我々としては、非常に予見しがたいものであると考えています。地中にあるもの、これは今、辺野古問題でも支持基盤がうんぬんと言われていますけれども、やはり支持基盤は見えないものですから、あり得ることだと思っています。本事業において、こういうふうに予見しがたい事情を、事業者のリスクとした場合、リスク回避のための入札金額が大幅に増加するとか、場合によっては公正な入札が担保できないという可能性もある。そういうことで、今回、官側のリスクとして、生じた事情に対して対応していくと考えてございます。ただ、これは一般論であります。仮に、我々、官がボーリングを実施して、圧密検査を含めたボーリング調査をした結果、耐力不足を認識したのであれば、その段階で設計は耐力が不足した上での設計を立てておると。つまりは、それに応じた予算額を計上し、また、予定価格を公表し、そういう形に反映したものでありまして、PFI事業としては後発的に出てきますけれども、そういう必要な

経費というのは、しっかりとした庁舎を整備する上では、必要であったと考えております。

岡田委員

当然、建物が建っていく中で、地盤調査をした結果、一つのリスクの回避ができたという部分で、それは本当に結果として良かった話ですし、また、その上に建てられる建物の安全の担保につながっていると思います。それを受けて、先議をさせてもらっている話で、これは決まっている話なので。ただ、確認をさせてもらいたかったの。今日の質問も、庁舎に関して質問できるのが、さきにも申しましたが、多分、最後の機会だと思いますし、今日いろいろ聞いておかなかつたら、あの時間聞いていなかったからどうなのという、後になって蒸し返したところで、着々と進んでいく話になると思うので、説明を受けていることですが、再度、時系列に沿って説明をということで、お願いさせていただきました。何回も説明してもらってあれなんですけれども、やはり庁舎としての機能が、どんな災害にも対応できる、いろいろな犯罪という話もありました。ただ、オリンピックの時には間に合わないんですけれども、それ以降の2025年には大阪関西万博が控えておりますので、国際犯罪が非常に多くなる可能性もあります。また、東京で電話を掛けてお金があることを確認して家に入っているという詐欺の被害も増えてきていますので、ありとあらゆる防災と、警察の本来の機能である防犯の機能も含めた上で、全ての県民の安心・安全のための建物という意味での完成を、私は非常に期待しているところでもありますし、また、さきにも申しましたが、早くできることが、災害が予測されている徳島県にとって、県民の皆さんに安心して暮らしてもらえるシンボルになろうと思いますので、是非、一日も早く完成してもらおうとともに、先ほど説明がありました、設計から維持管理までがPFIだというお話ですので、PFIの中の機能として今後のいろいろな対応の仕方というのも、今決まっていることと、その後いろいろな事象の変化が出たら、後々、要望・対応できるような在り方というのも、是非、検討していただきながら庁舎の完成を早くしていただいて県民の安心につなげてもらいたいとともに、徳島に住んでいて良かったなと思えるような庁舎となるように期待して質問を終わります。

岩佐委員

私のほうからも、今回の徳島中央警察署庁舎建設の増加分に関して、まだまだ県民の皆さんにも理解をしていただかないといけないかなということで、若干、かぶってくる部分があるのかなとは思いますが、質問させていただけたらというふうに思っております。大まかな流れは、先ほど御説明いただいたんですけれども、一つ気になっていたのは、元々大林組が落札して工事に掛かるという中でそれを下りて、今度新たに四電工グループがそれを請け負うことになったということなんですけれども、大林組の時と四電工グループが請け負うような形になる場合、入札公告をする時に、裁判所のボーリング調査のデータを使うということが、大林組の時と四電工グループの時も同じだったのかどうか。四電工グループの時だけ裁判所のデータを使ったのか。出したデータが一緒だったのかどうかというのを、まずお聞かせください。

高橋参事官兼会計課長

私どもが提出した資料は裁判所の新庁舎でありまして、先ほども申し上げておりますけれども、今回、契約した四電工グループなんですけれども、その庁舎の規模、また構造等々は各事業者によって異なりますので、比較衡量はし難いところであります。今回の庁舎であるとか、構造・規模等を考えると、第三者のモニタリング機関、また判定機関等からも、支持地盤から下の粘土層の耐力をよく計算しておいたほうが良いという、そういう指摘を頂いたというのもありまして、大林組等々が我々が示したものの以外のものを比較したかどうかというのは詳細は分かりませんが、少なくとも、我々のもの、彼ら事業者がノウハウとして持っているもの、これらを含めまして提案を頂いたと、そういう認識を持っております。

岩佐委員

第三者のコンサルタント会社というんですか、そのモニタリング機関のほうからそういう御意見もあったということで、調査を行ったところで、地下の粘土層の耐力が、若干、不足しているのではないかとということが、判明したということだと思います。耐力がないということで杭が増加をするということなんです、元々、杭が52本必要という算定から、今回この調査をした結果、元々の52本の倍以上の122本になったと、70本増になったと。そこに関しても、単純に考えたら、倍以上の杭を打たなければいけないという、そういう費用も、当然今回の増加分であるわけですから、杭の増加分の算出というのが、やはりそのデータにきちんと基づいたものでなければならぬと思うんですけれども、70本増加になったその経緯を教えてください。

高橋参事官兼会計課長

経緯につきましては、先ほど申し上げた経緯でありますけれども、具体的に杭の本数の増加分の算出について答弁したいと思います。当初、我々は粘土層の耐力というのは裁判所のデータにはありませんでしたので、想定し難いところでありました。事業者は粘土層の耐力が600キロニュートン毎平方メートルあるのではないかと。これは、周辺のボーリング調査を実際にした結果、彼らはデータを持っていて、600キロニュートン毎平方メートルあるのではないかとという想定でした。これに対して、土の重さによる加重、これは現地ですと、340キロニュートン毎平方メートルを差し引いた有効耐力が、260キロニュートン毎平方メートルありますという想定でした。それに基づいた場合、52本の杭打ちを想定していたというのが、基礎的な提案段階のものであります。今年度、我々が地質調査を実施しましたところ、当初の粘土層の耐力が約440キロニュートン毎平方メートルであったと。600キロニュートン毎平方メートルであった想定が、440キロニュートン毎平方メートルであったと。同様に、土の重さの加重340キロニュートン毎平方メートルを差し引くと、同所有効耐力は100キロニュートン毎平方メートルしかない。つまり、260キロニュートン毎平方メートルあるなど思っていたものが、100キロニュートン毎平方メートルしかない。つまり、当初の想定値の5分の2しかないということになります。従いまして、杭の本数についても約2.5倍程度増加することによって、庁舎が支持基盤等々から安定するという整理になって、この考えに至ったというところでありまして、

岩佐委員

元々のデータから言えば、支持層までというのは、ある程度分かった上で、そこから下は600キロニュートン毎平方メートルの想定であったというものが、実際は、440キロニュートン毎平方メートルだったということから、増加ということになるんですけども、やはり、そもそもの600キロニュートン毎平方メートルの想定が、裁判所のデータとか周辺のデータから言えば、想定としては正しかったでしょうけれども、実際、先ほどもあったんですけども、防災センターであるという位置付けから言えば、支持層より下の部分というのが必要だった。現状としたら、下の耐力が弱いというのが判明をしたということなので、想定が甘い部分もあるのかなと思うんです。それは隣の裁判所のデータを生かせばそういうことになるかとは思いますが、今回、杭でいった場合は52本から122本になったということなんですけれども、実際、この杭打ち以外の工法というのでも検討されたんでしょうか。

高橋参事官兼会計課長

当然、地盤層の問題は重要な問題だと考えておまして、先ほど申しましたマンション等の偽装事案に関しましては、マンションに傾きがあったということで、改めて再建築であるとか、また多額の経費を要して改修をした、スケジュールに大きな影響を及ぼしたというのが他県の例であります。今回、そういう提案を受けまして、地盤に一部軟弱な部分があるということで、杭に関してでありますけれども、他の手法を検討したのかについては、我々も、事業者になる者、専門的知見のある者、営繕職員等々に確認しましたが、杭工法は大きく分けて工場等で製造した杭を打ち込む既製杭、それと建築現場でコンクリートを打設して打ち込む場所打ち杭がありまして、本事業においては、事業者の提案に基づいて、既製杭にしたところであります。今回の地盤調査を受けて、杭工法の検討も行ったところでありますけれども、場所打ち杭は大幅なコスト増になるということ、更には工期がかなり延伸する。工期が延伸することによって、事業費がこれ以上に高くなる等々もありまして、既製杭を増やすこと、先ほど言いました52本の2.5倍程度に増やすことで対応することとしたところであります。

岩佐委員

工期とか、またその後の費用面も考えて、杭の増設というのが適正であると。杭の増加で進めていくということは、理解をさせていただきました。ただ、先ほどの岡田委員さんへの答弁でもあったと思うんですけども、このPFI工法というのが適正であるという話でもあったんですが、重複するかとは思いますが、当然、従来の手法であれば、このような事態は避けられたのかなとは思いますが、この辺をもう一度、お聞かせいただけたらと思います。

高橋参事官兼会計課長

今一度整理をしますと、従来手法の官庁による営繕工事であれば、この調査であるとか、設計・建築を個別に行うというところでもあります。今回の地質調査の結果、それに基づいた設計を行って、建築に係る経費についてもそういう予算を計上の上、入札等々に掛かっ

ていくという、そういう順序を経るものとなっております。PFI事業の場合は、調査・設計・建築を包括して行う。それで一括して契約するということから、今回のような見直しが必要となった場合、当然、契約変更が伴うものであります。PFI事業においては、このような契約変更というのは、他の事業でも、同様に見られるのではないかと考えております。一般論で申し上げますけれども、先ほども申し上げましたが、我々、官でボーリング調査をして、圧密度が低いということを判断したのであれば、そういうものに対応した設計を行い、建築に関する予算を計上し、入札公告等々によって事業を継続していくということになります。ニワトリ、卵の話になるかも分かりませんが、当然、そういうPFI事業の性質上から、こういう契約変更というのは出てくるものだと思います。今後、金利であるとか、物価スライドであるとか、そういうものに対応した経費というのは、当然、他のPFI事業についても出てくるとは思いますけれども、長期的に契約行為を行う事業については、こういうものもあり得るのかなと考えております。

岩佐委員

大まかな流れというのは、確認をさせていただいたんですけれども、今回、この庁舎を建てていくと。先ほど来、話があるんですけれども、防災センターとしての機能をしっかりと持たせるということで、確かに、建物にも安全度というのがあるって、警察署であったりとか、そこに防災センターの機能も付加するというのであれば、安全度というのは高いもので、通常の民間の建物とかよりも、安全度を高く設定をしなければいけないと思っておりますし、当然、安全度の高いものを造る上で、先ほどありましたが、第三者からも地質等に関してはより詳細に、安全な建物ができるように、地盤だけではなくて、上の建物自体と一体的に地盤沈下であったり、倒壊がないようにということがあっての、コンサルタントからも御意見があって調査をした結果、低かったということだと思っております。先ほど、岡田委員からもあったんですけれども、災害があったり、通常の防犯の面でも、やはりこの建物というのが何かあった時に、倒壊とか、機能が失われないようにするためには、きちんと安全度の高いものを造っていただきたいというのが、やはり県民の皆さんの御意見だと思います。当然、当初の算定から増えたこの増加分というのは、先ほども話をさせてもらったんですけれども、杭の数が倍以上になってしまっているという意味では、若干、なぜかなというような疑問も持たれるかと思っておりますけれども、算定の経緯というのは、妥当なものであるというふうに理解をさせていただきましたので、先ほど、工期短縮ということもありましたので、一日も早いその完成に向けて、取り組んでいただけたらと思っております。警察署関係については、以上で質問を終わります。

続いて、災害時の医療の情報共有について質問をさせていただけたらと思っております。若干、保健福祉部の共有ということに取り組んでいるわけなんですけれども、阿波あいネットの意味合いとその活用方法であったり、これからの普及、そして今の進捗状況について、まず、教えてください。

西田広域医療室長

ただいま、岩佐委員から阿波あいネットについて御質問がございました。これにつきましては、地域の医療機関や介護事業所における双方向の情報連携、そして異なる地域の医

療情報ネットワーク間の情報連携というものを可能にする基盤でありまして、平成29年度に、徳島大学が総務省の事業を受けましてシステムを構築したものでございます。昨年5月に、このネットワークの運用を行う一般社団法人阿波あいネットを設立しまして、現在、各ユーザー向けにセキュリティ対策の研修を行っておりまして、ユーザー登録を順次、進めているところなんですけれども、年度内に本運用を開始する予定となっております。

岩佐委員

調べますと、当然、アレルギーであったり、薬をどういうものを服用しているか、またどんな病気をしたかという履歴というものが、ユーザー登録をされた各医療機関であったり、また個人的にそういう情報を共有してくださいねという申込みが要ったとは思いますが、それを登録しておけば、登録した機関でその情報が出してこられるというようなことで、先ほども話があったんですけれども、年度内の本運用開始を目指しているということなんですけれども、やはり、いろいろな医療機関であったり介護施設でこの情報が使えるということは、個人的には何か大きな災害等が起きた時に、避難をしたりとか、今まで行っていた病院等が倒壊している、使えないとかといった時に、そういった災害時にも大変有効なものだと思うんですけれども、まだこれからというところではあると思うんですけれども、この阿波あいネットの災害発生時の有効性については、どのように考えておりますか。

西田広域医療室長

阿波あいネットの災害時における利用についてでございます。阿波あいネットですけれども、昨年12月時点で、参加施設が93施設、参加同意書数につきましては約2万2,000件となっております。阿波あいネットの災害時における最大の利点ですけれども、先ほどありましたように、この阿波あいネットにおきましては、病名でありますとか、投薬内容、検査結果など、過去の患者の診療情報について、データセンターに蓄積されているということになっております。このデータセンターにつきましては、県外に設置しておりまして、仮に県内の医療機関などにおきまして、普段使っている端末が破損したという場合であっても、他の端末を利用して患者さんの診療情報について引き出せるということになっております。災害時のこの利用なんですけれども、正に、被災後、時間が経過して避難所での生活が長期に及んできたと、こういった場合に、過去の患者の履歴を引き出して、よりきめ細かな診療提供ができるというふうになってくると考えております。

岩佐委員

今、93施設、2万2,000人分で運用が始まると。これから増えてはいくんでしょうけれども、そのいろいろなデータがデータセンターにあるということなんですけれども、今の話では端末というのは、別の端末でも大体で使えるということで、何かあった時、大規模災害でどこかに避難をしたと、そんな時にも大変有効であると、私も思っているわけなんですけれども、やはり一番重要なのは、集めたデータが何かあった時に使えなければいけないということなので、県外にデータセンターがあるということなんですけれども、徳島自体ということもあるんですけれども、データセンター自体の電源が落ちてしまうとか、そ

こからの通信網が遮断されてしまうというのであれば、データというのは活用できないということなんですけれど、この辺の電源確保であったりとか、通信手段についての運用の担保というのが、どのようになっているのかということをお聞かせください。

西田広域医療室長

まず、データセンターについてでございます。データセンター設置場所については、私のほうも承知はしておりませんが、水害や高潮、津波の心配のない高台に立地しておりまして、入居する建物については、免震構造そして非常用電源を備えまして、防災対策に万全を期しているというふうには聞いております。あと、災害直後、利用するに当たって、御指摘のとおり、電源、通信環境が整備されていないと、情報は引き出すことはできません。この阿波あいネットなんですけれども、現時点で、災害時の利用といいますのは、主に時間が経過してきて、ライフラインがある程度復旧してきて、通信が使えるような状態になってからと考えております。発災直後といいますのは、かなり電源の数、通信機能というものは限られていますし、さらに、提供できる医療につきましても、かなり限られてまいりますので、阿波あいネットにおける情報につきましても、慢性疾患の患者さんに特に役に立つと思います。急性期におきましては、恐らく外傷患者を中心に応急処置で医療を提供するものと思いますので、ライフラインが復旧してから、順次、情報を入手するものとなっております。

岩佐委員

私も当然、災害発生直後というのは、多分かなり混乱をしていたりとか、先ほどの話にもありましたが、外傷であったりとか、救急患者の対応という形になるのかと思っております。ただ、そこから避難所生活が長くなってきたりとか、そういう中での慢性疾患への対応という意味では、大変重要なものだと思うんです。先ほど、端末に関しては別のものでも代用できるということなんですけれども、やはり、先ほどの93施設ということも、これから増やしていかなければいけないだろうし、登録人数が2万2,000人ということなんですけれども、もっとこれも加入いただいて、いろいろな所で使えるようにしていくというのも必要だと思います。その拡大と併せて、先ほども話があったんですけれども、長期化してきた時に、時間が経てば電源とか通信は回復してきてるとは思うんですけれども、これからこの阿波あいネットを広げていく上で、施設で利用してもらうための、各施設での電源対応であったりとか、通信網の確保ということも併せて、例えば、各施設に加入をしていただければいけないのかなと思うんですけれども、今後、この阿波あいネットのこういった災害利用も含めて、利用促進ということにどのように取り組んでいくのか。最後にお聞かせいただけますか。

西田広域医療室長

ただいま、委員からお話がありましてとおり、阿波あいネットの機能をより高めていくためにも、多くの医療機関・介護施設に加入していただき、そして県民の方につきましても、参加の同意書において、このシステムの中に診療情報を蓄積していく必要があるかと考えております。今、県のほうにつきましても、新たな運用主体であります一般社団法人

人阿波あいネットに理事として参加しております。会議には我々も参加して、委員から御提案がありましたようなことについても申し上げるとともに、この阿波あいネットの周知啓発等につきましても、県としてもできることはやってまいりたいと考えております。

上村委員

先ほど来、徳島東警察署庁舎整備のPFI事業の変更特定事業契約について質問がありますけれども、私も事前委員会の後、資料を頂いて丁寧な説明をしていただいたんですけども、先ほどのやりとりを聞いていてもちょっと判然としない点が2点あるのでお伺いします。第1点は、開会日の先議への反対討論で、達田議員も述べたんですけども、防災センターとしても重要な機能が求められたものでありながら、なぜ、県が最初からボーリング調査をこなさなかったのか。この点は岡田委員が聞かれて、まだ国有地だったために調査ができなかったというふうに言われましたけれども、既にあと数か月で県有地として取得できるという見込みがあるのですから、調査を急ぐのであれば、まずは国にお願いをして、国有地の間からボーリング調査をすべきではなかったのかと。なぜ、そういったことをしなかったのか。また、できなかったのか。その理由をお伺いしたいということと、先ほど来、いろいろ説明がありましたけれども、私も余り専門的なことは分かりませんが、その粘土層の圧密降伏応力という問題については、かなり前から専門家ではこういうことがあるということは想定されていることで、このPFI事業を公告、入札するに当たっても、事業所は、当然、そういったことも想定していいのではないですかね。専門家がいますから。ですから、このPFI事業の契約というか、入札、随意契約する時に、事前にそういう可能性について話合いがされていたのではないかなと思うんです。もし、されていたなら、この金額で本当にできるかどうかまだ分からないと、そういった説明が事前に議会のほうにあれば、私もそんなに不思議には思わなかったんですけども、契約変更で増額するということが、先議を掛けると、急ぐんだと言ったことで、最初は本当に、きちんとした説明もなく、これを是非とも承認してくださいということだったので、いろいろ疑問点があるということでお伺いしたんです。それと、警察の側がいろいろこういった資料も作って、一生懸命議員の所を回って説明をすると。そういった事態になっていますけれども、これは本来なら、事業者が、コンサル業者が評価もしているんですから、これが正当な要求であるかどうかということも評価した上で、これは事業者自身の提案という形で議会に出てくるものではないんでしょうかね。なぜ、そんなに警察の側が事業者になり代わって、こんな丁寧な説明をして、資料まで作らないといけないのか。ここに、ますます私は疑念を感じます。この点について、お答えください。

高橋参事官兼会計課長

複数点、質問を頂きまして、ちょっと整理してみます。答弁落ちがありましたら、御指摘を頂きたいと思えます。まず、我々、県警察といたしましては、あらかじめ議会担当者が、各会派はもとより、常任委員会、特別委員会の委員の方々に説明をしたという認識がありますけれども、これに対して理解が深まらなかった、また説明不足であったという御指摘があれば、これは更に丁寧な説明に努めてまいらなければならないと考えております。そこで、ボーリング調査をなぜ実施しなかったかということでもあります。先ほど言いまし

たように、PFI事業としましては、通常工事と違いまして、どのようなものをどこの位置に建てるか、これは事業者の提案によるところであります。従いまして、一般的にPFI事業がということは言いませんけれども、こういう例は多々あると、そういうふうに認識をしております。我々としては、早期に整備すること、また、早期に整備するといっても拙速ではなくて、当然、適正な会計経理であるとか、適正な手続、そういうもののバランスを取りながら、なおかつ、早期に整備していくと。そういう選択肢の下で、PFI事業を選択したものでありまして、提案の段階においては、裁判所の地質調査、これにつきましてもそんなに過去にされたものでもありませんし、地盤がそんなに大きく変わるものでもない。現に、地盤の構成はそんなに変わらない。ただ、事業者は、周辺6か所を想定して600キロニュートン毎平方メートルあるんだと。先ほど、岩佐委員の御質問にも答弁しましたがけれども、彼らをして適正な回避義務を負っておったと、そういうふうに回避義務を負っておった以上、我々としてはリスクというのは警察本部で負うべきではないかと、そういうふうに考えたところでもあります。先ほど、委員さんからもありましたけれども、元々地盤に関しまして、そういうものを想定しておったのではないかということでございます。我々の入札公告の前に、いわゆるPFI法に基づいて、実施方針の公表としております。そこで、これは当該事業者かどうかは限りませんが、やはり事業者のほうからは、裁判所新庁舎整備に実施した載荷試験や透水試験、これに関する質問があったところでもあります。入札公告の際に、これら試験結果というのは事業者さんのほうにお示しをしたところでもあります。これは、ホームページにも掲載していまして、このようなものを提示してくれませんかということがありましたので、我々、提示をしております。載荷試験と申しますのは、我々専門的なことは承知しておりませんが、杭の強度計算に必要な数値であるということでもあります。また、透水試験というのは、地中における間隙水、どれくらいの速さで水分が移動するのかという、そういう数値を測定するものであります。どのような試験を実施するかということについては、杭の種類であるとか、建物の構造によって異なりますけれども、こういうものは、今回、我々が申し上げます支持層の下の粘土層とはまた全然違うものになります。これは、18メートル前後の数値であります。従いまして、圧密検査の結果というのは事前に示した資料では判断できなかったということでもあります。それと、なぜ警察本部がということでもありますけれども、PFI事業においても公契約であります。当然、その歳出予算は県費を伴うものでありまして、我々の事業としては、我々、警察本部が契約者として、予算の補助執行機関として、我々に説明責任があると考えております。従いまして、我々警察本部が責任を持って、答弁するところでもあります。

上村委員

1点お答えいただいているんですけども、国の土地だったのでボーリング調査をしなかったと。これは、国の土地だったらできないんですか。

高橋参事官兼会計課長

上物が、どの段階で取り壊したかということも含めて、考慮しなければならないと思っております。PFI事業は、先ほど言いましたように、どのようなものをどこに建てるか

によって、杭の調査する場所も異なってくるところであります。その時点において、現在、庁舎の取り壊しもあったものと思っております。そこらも含めまして、事業の進捗性等々を考慮すると、更にPFI事業と考慮すると、一旦、お示しをしておき、契約後、彼らの提案に基づいた杭調査をするのが適切であるとそういう判断をしたところでございます。

上村委員

ちょっとよく分からなかったんですけども、当時、公告を出した平成29年6月の時点では、警察署を建てる建設予定地に、まだ旧裁判所があったんですか。

高橋参事官兼会計課長

裁判所の取り壊しとそれがバスターであるかは、直ちに言えませんけれども、少なくともPFI事業、繰り返しますけれども、事業者が建てる場所について今年度実施したものでありまして、闇雲にボーリング調査をすべきものでないと思っております。従いまして、提案の段階においては、裁判所が実施した杭の地盤調査をお示しして提案を頂き、現に、我々として調査した場所、これによって判断いただいたところであります。もう一度整理しますと、今回、5分の2の地盤の調査結果しかなかったということでもありますけれども、これがほぼニアリーであればそのような議論はないのであります。また更に、ニアリーであっても、若干、それが事業者として負担を負うべき経費であった、その場合はこういう議論は発生しない。これは仮定の話で申し訳ないんですけども、従いまして、我々が想定した我々が示した資料では読めない程度のものであったと、そういう認識で御理解いただきたいと思えます。

上村委員

今の説明ではちょっと納得しかねるんですけどもね。通常の手順と言えば、この圧密の点まで調査するという事は、専門家ではないから県はできないということですけども、この建設については、本当に新しい防災機能も取り備えた、大変重要な建物ということで、事業者の方も当然そういうことを前提に設計もして、入札も受けたと思うんですけども、いろいろな経過があって大林組がだめになって、次点もだめになって、3番手として四国電力グループが受けたということですけども、皆さん建設のプロですから、当然、そういった可能性があるということは分かっていると思えます。それと裁判所の跡地を通常ならボーリング調査をするのではないんですか。それをわざわざ、ニアリーなデータだからということで、前の裁判所を建てた時のデータを示したと。ここが非常に不自然だと思うんです。国有地であっても等価変更で、県の持ち物になるということが想定された上で入札公告を出しているんですから、調査できないはずないと思うんです。許可が出ないとかそういう問題ではないと思うので、やっぱりそこからして不思議だと思うところですけども、ずっとお聞きしても平行線なので、これ以上説明を求めても一緒かなと思えますけれども、やっぱり最初の段階で、この変更を提案された段階で、本来ならきちんとかういった説明もされて、そしてその上で、増額に至った経過、こういったものも含めて説明をされた上で判断を求めるとするのが普通の手順であって、なぜ先議にしたのか。ここまで私たちがいろいろ聞かないと状況が明らかにならなかったのか。この点は、

今後もPFI契約というのはこういう変更があり得るんだと言われましたので、今後のためにも改めていただきたいと思うんです。これは意見として申し上げておきます。

島田委員長

午食のため委員会を休憩いたします。(12時00分)

島田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時03分)
質疑をどうぞ。

上村委員

それでは、先ほど質問しましたPFI事業で、徳島東警察庁舎整備とPFI事業の変更特定事業契約について、もう一回確認をしたいと思います。国有地だから調査できなかったということですが、私は国有地であっても、国に申し込めば調査はできるのではないかと、この点についてはお答えになっていなかったんですけれども、この点、なぜ国有地だった時点で調査ができなかったのかということについて、もう一回確認をしたいと思います。

高橋参事官兼会計課長

国有地の段階で、ボーリング調査をすることはできなかったのかということでもあります。国有財産と県有財産を交換することになったわけでありまして、国有財産は、国の国有財産四国地方審議会において審議されております。本件は、平成29年5月29日に国有地と県有地を交換すること、警察署整備を前提とした交換をすることとして答申が出たと。その3か月後に県有地に交換、その翌年に契約をしたということでもあります。つまり、この答申の前段階において、ボーリング調査をすることは、当然、前提となる交換作業ができておりませんので適切でなかったと。そういう判断をしたというところでもあります。

上村委員

繰り返しになりますけれども、それでは公告をする時に、しっかりと県有地になって、それからしても遅くはなかったのではないかなと思うところです。ちょっとこの経過が不可解だなと思いますので、今後はこうした事業については、透明公平性をもって、是非とも説明もきちんしていただきたいと思うところです。これについては、もう質問は以上で終わらせていただいて、次の質問に移りたいと思います。

もう一つ、徳島県の消防広域化推進計画について、事前委員会で頂いたこの改定案に沿ってお聞きしたいと思います。これも非常に県民の命、暮らしに関わることなので、重要だと思うんですけれども、今回の改定案については、国が広域化の推進期限を2024年まで延長したことに伴って、計画の改定案が出されています。この内容についてですが、肝心なのは広域化で影響を受ける住民と、現場の状況を最もよく知る消防職員、消防団員の声がしっかりと反映された計画になるようにすることだと思うんです。住民自治体で十分議論することが必要だと思うんですけれども、どのような形で知らせて、議論を進めて

いくのか。この点、まずお伺いしたいと思います。

佐藤消防保安課長

ただいま、消防広域化についての御質問を頂きました。まず、住民のサービスという点でございますが、消防広域化というのは、飽くまで住民サービスの向上を目指すものでございまして、コストカットでありますとか、消防署を減らすというのではなく、消防体制を将来にわたって維持強化する方向でやっていくというものでございます。そういう意味で、各地域がいかに関人口が減少しようとも、消防力というのは基本的には維持していくということとして、住民の方にとっても、その分は安心していただけたらと思っております。また、一方、市町村におきましては、将来的に財政的な制約が厳しくなるということも十分懸念されておりますので、その点、消防本部にも御理解いただきながら、今後の消防体制の在り方というものを、しっかり地域地域それぞれで議論いただくというのが、今回の消防広域化ということとして、各消防本部の職員さんにとりましたら、広域化によりまして、勤務地が異動になるということも場合によっては、将来的には考えられることではございますが、それも、ある意味消防力全体の消防体制そのものの強化につながるものだと思っておりますので、そういった方向で市町村と一緒に、丁寧に説明をしながら議論を進めていきたいと考えております。

上村委員

どのような形で、住民に知らせて議論を進めていくのか。具体的な方法と言いますか、その点をもう一回、お聞きしたいと思うんですけど。

佐藤消防保安課長

具体的な進め方についてということでの御質問です。まず、これまで消防広域化計画を10年前に策定いたしまして、県一つの消防本部を目指して消防広域化を進めるところですが、やはり県一つと言いましても、県の地域性でありますとか、いろいろなことがあって、なかなかそれでは議論が進んでいかないということもございまして、具体的に消防本部が統合等には至っていないというこれまでの現状がございまして、そういったこともございまして、生活圏がよく似ている、住民の理解が得られやすい地域で、隣接する消防本部間、そういった所で、例えばそれぞれの地域地域において、災害特性も異なりますし、そういった課題が地域地域でございまして。その課題をまずは、消防本部間で今回、県内を5ブロックに区分いたしまして、消防広域化計画の中にお示しした5ブロックにおいて、まずは地域の特性、例えば県東部のほうでしたら、非常備地域が3町村ありますので、そういったことの解消も含めて、地域の中でやれることから今後やっていこうということで考えています。また、その場合には、各市町村等を通じて、しっかりと住民に対しても説明をしていただくように、お願いをしようと思っております。

上村委員

各市町村において、住民にも知らせていくということのようですけれども、今紹介がありましたけれども、この計画の8ページに連携協力を含む広域化を検討する枠組みという

ことで、色分けして地図で枠組みが示されていますけれども、先ほども、私の地元も佐那河内村で非常備消防なんですけれども、この上勝町と佐那河内村と勝浦町を含めて、徳島市と小松島市を含めて県東部地域ということで、ここの広域化で非常備消防も解消しようというふうな計画になっていますけれども、この5市町村による広域化、この提案がされている理由は何かあるのでしょうか。

佐藤消防保安課長

今回の5ブロックにつきましては、全体的な考えとしましては、地域の特性とか人口規模とか、まずは、そういった住民にも理解しやすい、地域が似通った所を一つ、特に将来、一消防本部としたときに、方面本部を見据えた形で5ブロックというのを、取りあえず枠組みとしてお示したところでございます。その中で、特に徳島市と小松島市と佐那河内村、また上勝町、勝浦町の5市町村におきましては、特に3町村が非常備であるということで、この3町村から見ますと、普段の交通体系でありますとか、生活圏を考慮すると徳島市と小松島市以外には全く組合せとして一般的ではないというような御意見も頂戴したところでございます。そうしたことも踏まえまして、まずはこの5市町村、県東部地域で非常備の解消も含めて、また非常備解消だけでなく、連携協力とかやれることを地域でまずは考えていただくという枠組みとして、お示しさせていただきました。

上村委員

徳島市と小松島市が確かに佐那河内村でも生活圏が共有できている部分が多いと思うので、妥当かなと思うんですけれども、ただ、国の方針を見てみますと、広域化ありきで進めようという方向になっているのは、ちょっと私も少し問題があるのではないかなと思っています。広域化の必要性とか、メリットについてはいろいろ説明もされていますけれども、広域化を進めることによるデメリットもあると思うんですけれど、この検討はされているのでしょうか。

佐藤消防保安課長

広域化のデメリットについての御質問を頂きました。分かりやすいところから申しますと、先ほどもお話がありましたとおり、消防の職員さん等にとりまして、勤務の配置等が地元を離れるという場合も出てくるということで、勤務地が遠くなるでありますとか、当然、広域化に当たっては、今ある消防力の調整というのにも必要になってきて、極端に言いますと非常備なんかは消防がないわけですから、いかに今後、徳島市とそのあたりの負担金の調整をしていくか、そういった人間的な、また消防車両等の整備、そういったものも新たに必要になってくると思いますので、そういったいろいろなデメリット、ハードルはあるかと思っております。また、その他としましては、やはり各市町村の財政部局から見ますと、広域化というと、委員もお話しのとおり、コストカットと言いますか、消防力の低下につながるのではないかなというような、そういった方面で見られがちな部分もあるんですけれど、県が考えています消防の広域化は、飽くまで住民サービスの向上・維持強化という視点でございますので、そういったことにならないことを、しっかりとお伝えして、進めていきたいと思っております。

上村委員

コストカットとかそういったことにならないように進めていきたいと言われてはいますが、例えば人口が最も多い、先ほど言っていました県東部地域、徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村で人口が約30万6,000人ですけれども、例えば、この救急車の配置基準などで見てみますと、20ページに今の消防力、数字で具体的に挙げられているんですけれども、救急車は徳島市が8台で、小松島市が2台、計10台あるんですよ。あとは、非常備消防ですので、簡易の救急車に準ずるような車ということが配置されていますけれど、国のこの算定基準でいうと、人口10万人を超える市町村に当たっては、5台に10万人を超える人口についておおむね5万ごとに1台と。ちょっと分かりにくいんですけど、要するに、5台にあと人口20万6,000人としても、大体20万人と考えると4台ということで、9台になるんですよ。だから実際には、救急車の基準台数も広域でやるとなると、逆に減らされてしまうと。こんなことが起こるんですけれども、こういったことについては、どう対応されるのかということと、あと、26ページに救急車の現場到着平均所要時間の推移というのがあるんです。これはやっぱり命に関わる問題ですので、非常に注目して見ていたんですけれども、大体おしなべて、年数がたつごとに救急車が到着するのが遅くなっているということで、平成20年と平成29年の比較が出ていますけれども、平均で7.7分から8.2分、県平均では0.5分遅くなっていると。徳島中央広域連合、これは阿波市と吉野川市ですかね、2.4分と県内で最も到着時間がかかなり遅くなっている。ところが一方、三好広域連合は、0.7分早くなっていると。これは何でなのかなと。遅くなっている所、早くなっている所、何か考えられる原因はあるんでしょうか。

佐藤消防保安課長

2点ほど御質問を頂きました。まず1点目、救急車の配備台数の件なんでございますが、飽くまで基準は基準でございます。ただ、救急車というのは、一般的に人口だけで救急車の配備が決まるわけではございませんで、もっと重要な要素として人口密度ということがございます。車両で物理的に移動するものですから、距離がありますから、密度の低い所、そういった所は人口以上に救急車が要ると。逆に、板野地区でありますとか、徳島市の中心部のほうは、人口密度も密集しておりますし、なおかつ、救急病院も近くにあるということで、その点、必ずしも人口のみで救急車がどうこうというものではございません。今現在は、そういったことも加味して、各市町村において救急車をできるだけ適正に配置しようとしております。今回、非常備3町村を、もし解消するということになりましたと、今、委員からもお話がありましたとおり、搬送をしているような救急体制という部分も、実際、今はあるんですけれども、それを徳島市や小松島市と同様に、しっかりとした救急体制になるかということになりますと、やはり、同様にきちんとした救急隊を置かなければいけないということになりますので、そのあたりについては、必要な負担金、そういったものの協議もしながら、関係市町村でしっかりと、今後、協議していくものだと考えております。県も、それについてしっかりと協議の場、また、必要な情報提供を行うなど、それを支援してまいりたいと。もう一点、平均所要時間の話です。御承知のとおり、高齢化が進んでおまして、救急需要はどんどん増加しております。このため、今年度#7119のような取組も進めて、まずは不要不急の救急を呼ばないような取組も、別では進めております。

ただ、ここにございますように、約7.7分だったものが8.2分と。消防本部ごとによればらつきがあるということがございます。話のありました徳島中央広域連合では、今正に、委員のお話にありましており、かなりの遅延が発生しておりまして、新たに救急隊を作るという検討を、実は進めております。救急隊一隊作るとなると、救急車一台買うだけではなくて、三交代とかの人数ということになりますと、10人規模で人を増やさなければいけないと。かなり市町村にとっても財政的にもいろいろな意味でハードルが高いことではございます。一方、将来的には人口も減っていくと、そういったことの兼ね合いも見ながら、救急車をいかに配置するかという議論を、今正に徳島中央広域連合では進めております。そういった中で、三好広域連合については、従来からある程度充実していた救急体制、やっぱり山間部まで広いわけですから、支所も含めて救急体制があったと。その中で、ここ何年かで結構人口減少も進んでいると。高齢化は進んでいるけれど人口も減っていると。そういったこともあって、結果的には現場到着時間というのは、余り変わっていないというような状況かと思えます。

上村委員

具体的に教えていただきまして、ありがとうございます。ともかく、この広域化の検討ですけれども、地域の実情に応じて本当に県民の命が守られる方向で、コストカットとかというような問題もありますけれども、持続可能なというのも大事かも分かりませんが、とにかく、今のサービスを低下させないということが大事だと思いますので、是非とも、慎重に進めていっていただきたいと思えます。この点については以上にさせていただいて、もう一点は、多々羅川・園瀬川の改修ですけれども、幾つか吉野川水系で県のホームページにも、この改修の計画とか載っているものもあるんですけれども、私が一番相談をたくさん受けるのが、多々羅川・園瀬川なので、今どういった問題があって、どこをどう改修しているのかと、その現状と今後の課題を教えていただきたいと思えます。

赤堀河川整備課長

上村委員より、多々羅川及び園瀬川の河川改修の状況についての御質問を頂きました。多々羅川についてでございます。多々羅川につきましては、大松川の支川でございます、徳島市南部を緩やかに流れる河川でございます。中上流域につきましては、川幅が狭く、流下能力が不足しているために、幾度となく浸水被害が発生している状況でございます。このため、昭和54年度から事業延長4.5キロメートルの整備に着手しておりまして、下流側につきましては大松川約3.1キロメートルの整備が完了いたしております。そして多々羅川は、市道の多々羅川橋付近でショートカットいたしまして、大松川に放水させることといたしております。このショートカットを含めました約320メートルでございますけれども、これを今現在、重点区間と位置付け、整備を進めているところでございます。次に、園瀬川についてでございます。園瀬川につきましては、昭和21年から改修事業に着手いたしまして、当時、資産のある片側だけを築堤いたしまして、資産のない対岸を遊水させる片岸築堤方式で一次改修を終えておりました。その後、流域の都市化の進展や、昭和25年のジェーン台風による浸水被害を契機といたしまして、昭和28年に流量改定を行うとともに、両岸築堤による改修方法に変更いたしまして、河川整備計画に下流区域の約7.5キロ

メートルの区域を整備が必要な区間として位置付けまして、これまでに国道438号の園瀬橋の架け替え工事を含む寺山工区、また徳島市施工の潜水橋抜水化工事や、内水排除のための排水機場新設工事と連携しながら、築堤工事を実施した川北工区などの堤防整備が完了しているところでございます。

上村委員

多々羅川のほうは、大体どのくらいの期間で改修ができるのか。園瀬川は、一応施工期間が平成29年度となっていましたけれども、これで完了なんですか。この2点だけ、確認しておきたいと思います。

赤堀河川整備課長

多々羅川の改修期間についての御質問ですが、多々羅川につきましては、このショートカット区間を含め、上流320メートルを重点区間として位置付け、用地関係者の御協力によりまして、用地の取得率が96パーセントになっております。今後も、地権者の方々の御協力が必要なことから、引き続き用地交渉に努めてまいります。また、このショートカットにつきましては、橋梁、水門、サイホンなどの大きな構造物が集中していることに加え、河川改修工事が、出水による流入への影響がある場合には、渇水期に施工が限られることもあり、まだしばらく工事の完成に期間が必要ということになります。

園瀬川につきましても、今後、築堤工事や堤防の強化対策が必要でございますので、現在、地元の御理解、御協力を頂きながら、漏水対策工事や用地買収などを進めているところでございます。まだしばらく整備期間は必要と考えております。

上村委員

分かりました。まだ両方ともしばらく掛かるということで、また後でお伺いするかも分かりませんが、できたらこういったものが、高知県なんかは結構ホームページで見られるんですけど、なかなか徳島県のホームページには載せられていないので、できたら河川改修の状況は、結構、地元の方からも聞かれるので、ホームページなどで、今どの程度まで進んでいるとか公表していただくと有り難いなと思いますので、今後とも、是非、そういった方向でよろしくお願ひしたいと思います。

古川委員

私のほうからも何点かお聞きします。まず、先ほど説明報告があった事項について、最初に聞きます。今回の2月の補正予算について説明がありましたけれども、何点か気になる所を理由等聞かせてもらいますが、まず危機管理部では、この防災対策指導費、これが5,400万円ぐらい減額ということで、この内、約半分ぐらいがとくしまゼロ作戦課の緊急対策事業費の補助金で半分が減額になると言っていますけれども、このあたりの減額をした、執行できなかった理由を教えてください。

北村とくしまゼロ作戦課長

古川委員さんから、進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業の減額理由について、御質

問を頂いております。これにつきましては、大部分が市町村が行う防災対策の補助金でございますけれども、市町村の見込みを取って、執行しているところでございます。減額の財源としましては、この財源を活用する予定にしていた事業で、その後国庫補助金ですとか、緊急防災・減災事業債などの活用によりまして、別の財源にしたためこの補助金を使わなくなったことによるものすとか、一部の事業において執行が完了し、事業費が確定したことによるものすとか、事業で検討していたものの中で、検討に時間を要しまして、整備が次年度以降になる見込みになったことなどにより、減額したものでございます。

古川委員

分かりました。他の財源を使ったというのはいいと思います。精算で余った分というのもいいんですけど、そういう検討が長引いたというのは、いかがなものかなと思いますので、しっかり進められるようにやっていただけたらと思います。それから、農林水産部は、この地籍調査費が結構4,600万円ぐらい余っているんですけども、全体事業費は分かっているんですけど、この執行状況とかどうなんですか。災害になった時の地籍というのは、きちんとするのはすごく大事な部分なので、しっかり進めていかないといけないのだけれど、なかなか進んでないという認識を私は持っているんですけども、このあたりを教えてください。

柏谷農山漁村振興課長

ただいま、委員から地籍調査の減額に係る影響についてのお問合せでございますけれども、まず、今年度は国からの割当額に対しまして予算を減額させていただいています。ただ、平成30年度の調査につきましては、平成29年2月議会で、まずは平成30年度予算の前取りということで予算を確保していただきまして、それと今年度の当初予算と合わせまして、10億円は確保できていますので、予定どおり調査は、今、市町村で進められている状況でございます。

古川委員

ということは、10億円の中の4,600万円なので、これぐらいは残るだろうということですね。

柏谷農山漁村振興課長

前取りの予算分と今年度の当初予算を合わせまして、約10億5,000万円ほど確保できています。ですから、平成30年度の当初予算としましては、今回減額はさせていただきましたけれども、今年度の調査としましては当初の計画どおり、市町村でもやっていただいています。

古川委員

計画どおり進んでいるということですね。分かりました。

あと最後ですけれども、県土整備部は、砂防防災課で道路新設改良費と河川改良費の河川等災害関連事業費が、道路新設改良費のほうはかなりの額と、河川改良費のほうは全額落

ちているんです。これは、災害関連がなかったということですか。

山名砂防防災課長

古川委員から、道路新設改良費と河川改良費の減額についての御質問がございました。これにつきましては、それぞれ、道路新設改良費につきましては、道路に関連する災害関連事業費、河川改良費につきましては、河川に関連する災害関連事業費でございます。河川改良費については、今年度、該当する災害がございましたので全額減額としております。道路新設改良費につきましては、該当する災害が発生しましたので、その一部は使わせていただきまして、その残りは減額ということで、今回補正をさせていただいているところでございます。

古川委員

分かりました。続きまして、先ほどから質問もたくさん出ています、警察署の事業の件について聞かせていただきますけれども、事業費が後から大幅に増大していくというのが、大きな問題だと思うんです。ですから、大きな額が増えてきたら、特に箱物でこういうことが出てくると、そもそもこの計画が良かったのかどうかという話になってきますから。そのあたり、余りこういうことがあったらいけないと思うんです。他の事業にも影響してきますからね。今後、本当にこの額でいけるのかという話になってきますから。事前委員会の時も、もう今後はこのようなことはないようにみたいな話もありましたけれども、今回はこの対応はどこが悪かったのか。これはやむを得ないことだったのか。そのあたり、認識はどうですか。

高橋参事官兼会計課長

委員からありますように、約2.8億円の増額については、本県の財政に対して大きな負担を伴うものであって、そこは真摯に捉えなければならないと考えております。先ほどから申しますように、PFI事業の関係についてでありますけれども、当然、事業者として回避できるリスクを十分に想定しても、なお想定し難いリスク、これをどう考えるかであります。元々、先ほど来申しましたように、地盤の調査が5分の2程度だったと。これが事業者が想定する程度のおおむねの内容であれば、そう増減というのはこういう議論はできなかつた、出なかつたわけでありまして。これについても、事業者の利益となるバッファの範囲内と言いますか、そうであれば当然、事業者負担なんだろうと思います。その部分について、今回リスクを考えますと、これを全面的に事業者に負担とするような場合は、当然、そういう想定の中で事業を実施した場合は、予定価格はもとよりですけれども、入札金額の高騰であるとか、また、競争原理が適正であるとか、そういう議論にも発展してくるんだろうとっております。事業の性質上、一定のものは出てくるかなとは思っておりますけれども、その額面につきましては、当然そのリスク、地盤の調査に関してですけれども確かに高かつたんだろうとっております。ただ、今後、本県では10億円を超える工事については、PFI事業の可能性を探ること、また、公共施設等総合管理計画の中でもPFI事業を3倍進めるんだという、そういう目標が掲げられております。今回の件が、県警察の今後の事業も含めて、県全体で活用できるように努めてまいりたいと考え

ております。また、西沢副委員長さんの御提案もありまして、県が実施しているこのボーリング調査の結果は、Awajibanというネットサイトにも公表されているところでありまして、我々の今回実施した結果も地盤以下の圧密検査の結果も含めまして、公表に努めまして、今後の事業に有効活用していただければと考えております。いずれにしましても、しっかりした強い庁舎、これを造るのが我々の大目的でありまして、ことさらに事業者には利益を与えるということもありません。当然、公金でありますので適正な対価をお支払いする。また、必要以上に先方に利益を与えないというようなバランスを持ちつつ、また、早期に強い庁舎を整備する。こういう観点から事業を進めてまいりたいと考えております。

古川委員

今の答弁だと、警察が同じような事業をしたら、またこういう事態も起こるかも分からないということを言っているのかなと思いますけれども、そういうビルの下地の軟弱性によって、いろいろな事案が全国的に発生しているというのがあったというのは認識していた上で、その地盤の下地のボーリングもするというのが分かっている、その結果がどうなるかによってこういう事態になるというのは分かっていたわけでしょう。結果によっては増大するというのが分かっていたのであれば、そういうことを先に説明しておくという方法はなかったんですか。

高橋参事官兼会計課長

先ほど来申しますように、当該地盤の地下の圧密検査、これは事業者は一定の周辺をもって600キロニュートン毎平方メートル程度あるんだらうという判断をしておいた。それは我々としたら、彼らにとっての善良な回避義務を履行しているかと、そういうふうに考えています。リスクに関しまして、地盤に関して、当然、契約書には土地に関する予期できていない事象、これについて県が示した測量結果や地質結果等の不備や誤り、また埋蔵文化財調査の結果を受けての設計変更等については、先ほど言いましたように事業者が回避義務をしても避けられないと認める場合は、合理的な範囲で県が負担すると。こういうふうにリスクを設けています。今回、地盤に関して特に言われていますけれども、埋蔵文化財であるとか、当然、がれきも含めまして様々なものが地中に埋まっている可能性が高いと。そういうものについて、リスクを誰がどのように負うかというのは、一定の範囲で合理性があるものと考えております。先ほど言いましたように、あらかじめ想定できるものであれば、当然、その者が出すと。地中にあるもの、これも現にボーリング調査をした結果でありますので、その点について御理解を賜りたいと思っています。

古川委員

もう一回聞きますけれどもね、埋まっているものが埋蔵文化財なんかはしょうがないかなと思いますけれども、全国でそういうビルが深層の地盤による影響で、沈んだりする事案が既にあったというのは認識されていたということで、しかも、その下の地盤の調査、ボーリング調査もするというのが分かっていたわけなので、その結果によっては事業費がかなり増大するというのは分かっていたんじゃないのですか。だったら、そういう可能性も

ありますということは、アナウンスしておくべきだったようにも思いますけれど、どうでしょう。

高橋参事官兼会計課長

600キロニュートン毎平方メートル、これは現に地盤調査をした結果、440キロニュートン毎平方メートル程度しかなかったということでございます。彼らは周辺の地盤をもって、600キロニュートン毎平方メートルあると、そういう判断をしたところであります。これが、我々として判断できなかつたという部分について御説明しているのであります。地盤というものも、私も今回よく勉強しましたけれども、周辺の事情によってはかなり影響が違ふことがありますので、そういう想定もあるんだらうと。委員のおっしゃるような想定もあるんだらうと思います。それが予想よりも大きく異なつたということでこの結果に至つてると、そういう御理解でお願いします。

古川委員

ということは、あそこの地盤の深い所は大丈夫だらうと思つていたということですね。そのあたりの見通しが甘かつたということですね。

高橋参事官兼会計課長

現に移転用地においてボーリング調査をした結果、判明した事項ということで御理解いただければと思います。

古川委員

調査をして分かつたということなので、でもこういうおそれがどれぐらい可能性として高さがあるのか、全国でそういう事例が出ていたんですからね。そういうのは、あの辺りの地盤だったら、そういう結果になるのは、かなり想定しておくべきだったかなあと思いますけれど、これ以上時間を使うのもあれなので、以上でこの点についてはやめておきます。

次に、説明がありました次期・徳島県国土強^{じん}靱化地域計画を作つていくということ。これも本当に大事な計画だと思います。知事も所信表明の中で、数十年に一度の大規模災害が常態化、広域化しているというふうに所信の中^{じん}にありましたけれど、本当にそのとおりでと思いますので、この次期・徳島県国土強^{じん}靱化地域計画をしっかりと進めていっていただきたいなと思いますけれども、一つだけ確認したいのは、この横断的分野の中で、この人材育成と官民連携という部分を新たに設けたということですが、こういう視点はすごく私は大事だと思いますので、この新たに設けた部分で具体的にはどういふことを対策として盛り込もうとしているか、この点だけ教えてください。

北村とくしまゼロ作戦課長

古川委員から次期・徳島県国土強^{じん}靱化地域計画につきまして、御質問を頂いております。今回、県の国土強^{じん}靱化地域計画の骨子案ということで、お示ししておりますが、国の計画と整合性を図りながら、これから県で計画を立てていくこととなります。今回、人材育成

ですとか、官民連携について、新たに計画に加えておりますが、国の計画で人材育成、官民連携について付け加えられたことによりまして、県としても取り組んでいこうということで、入れさせていただいたものでございます。具体的には、お示しした骨子に個々の施策を盛り込んでいくわけでございますが、これまでも我々としましては、地域の防災のリーダーとか、防災士の育成に取り組んできたところでございますが、国の計画で書いている中で、例えば、我々がこれまで取り組んできております地域社会における指導者ですとか、あとリーダーの育成。更に民間事業者における人材育成というところも加えております。そういったいろいろな分野での人材育成というところも、国が今後必要だということで盛り込まれたと思いますので、我々としましてはこれまで以上に、人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。あと、官民連携についてですが、こちらにつきましてもこれまで取り組んできたところでございますけれども、やはり県だけ、市町村だけで防災対策を行うというのはなかなか難しい部分がございますので、どうしても民間の方々のお力添え、御支援を頂きながらしなければいけないというところもございます。こちらも次期計画に盛り込ませていただくことにしておりますが、国が書いておりますのは、例えば、民間事業者や業界団体協定の締結連携など、そういった計画の策定とか訓練の実施とかを推進するというところでございます。あと、自主防災組織の関係も記載しております。我々としましては、これまで進めてきたこうした取組を、これまで以上に進めてまいりたいと考えております。

古川委員

分かりました。国が入っていたので入れたみたいなニュアンスは、余り出してほしくなかったんですけども。県もよく重要性を認めて今までもやってきたし、これからもやっていくということだけでよかったかなと思うんですけどもね。人材育成というのが本当にメインだと思うんです。いざ発災となった時に、どれだけ動ける人を抱えているかというのを、これを最重要課題にしてほしいと思いますし、官民連携というのは本当に行政の苦手とするところなので、ここは本当に力を入れてやっていただきたいという意味で、今回聞かせてもらったんです。このあたり、しっかり踏まえて取り組んでいただきたいなと思います。それから、説明と報告の関係については以上にしまして、新年度予算の関係で、何点かお聞きをしたいと思うんですけども、先ほどの知事の所信表明の中で、本当に災害が激甚化している、また頻発化しているということで言われています。特に、西日本豪雨ではたくさんの方が亡くなりましたし、その前も北九州なんかで、特に中小河川の氾濫でたくさんの方が亡くなっているというような印象を強く受けています。中小河川、県管理の河川整備をどう迅速に進めていくかというのが、最もハード整備においては重要なところかなと考えています。事前委員会の時にも聞かせてもらったんですけども、河川の防災・減災対策、ハード面、またソフト面も含めて、どのように速やかに進めていくのか。このあたりを聞かせていただきたいなと思います。

赤堀河川整備課長

古川委員より中小河川の河川整備の進め方についての御質問を頂きました。最近、異常気象によりまして、急激な豪雨が頻繁に起こり、毎年のように大きな災害が起こってい

るという状況でございます。これら頻発化・激甚化・局地化する水害対応として、平成31年度当初予算につきましても、重要なのはハードソフト一体的な対策といったところになるかと思えます。ハードにつきましては、事前防災が重要と考えており、国の防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策を積極的に活用いたしまして、予防的な治水事業でございますけれども、これまで進めております広域河川改修事業、総合流域防災事業等により、計画的かつ確実・着実に河道掘削や堤防整備といった河川整備を進めていきたいと考えてございます。また、ハード整備の中の再度災害防止対策といたしましては、那賀川の和食・土佐地区で床上浸水対策特別緊急事業を実施しております。これは平成26、27年度に、那賀川で2年連続で大きな浸水被害が発生したことから、特に対策を推進する必要がある河川を対象とした床上浸水対策特別緊急事業を国に採択いただきまして、再度災害の防止を図っていくといったものでございます。こういったものを着実に活用しながら治水事業を進めていきたいと考えているところでございます。また、九州北部豪雨、7月豪雨など、大きな豪雨もございました。これらの災害により明らかになった課題といたしまして、堆積土砂の撤去とか、河道内に繁茂した立木の撤去といったものにつきましても、9月補正におきまして5億円の予算をお認めいただきまして、支川合流点、湾曲箇所とか天井河川といった危険箇所などにおける堆積土砂、堤防補強などに取り組んでいるところでございます。ハード対策としては、こうしたところを積極的に取り組んでいるといった状況でございます。またソフト対策については、県内の洪水予報河川、水位周知河川16河川の全てをカバーできるように大規模氾濫減災対策協議会を設置いたしまして、流域自治体の皆様、また水防関係機関の方々と連携強化を図って、被害を最小限に食い止めるための防災体制の強化に取り組んでいるところでございます。さらに、この協議会の中では洪水タイムラインの策定、また最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の策定公表、また要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援といった取組も進めているところでございます。

古川委員

まず、ハードについては計画的に着実に進めていくということと、あと河川の合流箇所とか危険箇所については、堆積土砂とか立木の関係もしっかり対応していくという話だったかなと思えます。県管理の河川もたくさんあって、危険箇所もたくさんあって、でも限られた予算しかなくてという状況だと思うんですね。なので、徳島県としてはどういう形で、その限られた中で、できるだけ速やかになるように進めていくのかみたいところは、ちょっとなかったかなと思うんですけども、そのあたりはありますか。

赤堀河川整備課長

限られている予算の中でどのように対応していくかという御質問を頂きました。予算の確保については、事業を進めていく上で重要な課題の一つとなっております。確保に対する具体的な方策といたしましては、国に対して政策提言を行っております。例えば、今年度の水害の頻発・激甚化に対する治水対策の推進としまして、財政支援制度の拡充とか、治水予算の大幅な拡大、また仮称ですけど、国土強靱化枠の創設といった提言を行っております。それに対しまして、今回の補正予算、平成31年度、32年度に続きますけれ

ども、国では、防災・減災国土強靱化^{じん}のための3か年緊急対策事業に対する地方負担への支援といたしまして、新たに防災・減災国土強靱化^{じん}緊急対策事業債として、裏負担の分の起債が行われました。また、今まで通常、河川内の堆積土砂とか樹木の除去は県単費で対応していましたが、今回の3か年緊急対策事業につきましては、防災安全交付金の対象となる新たな制度の創設が認められております。こういった制度も活用しながら、対応していきたいと考えているところでございます。

古川委員

国の予算もしっかり付けてもらって取っていくということも重要で、国もしっかり予算を更に拡大をしていってもらわないといけないと思っていますけれども、それでも全箇所を一気にできるぐらいの予算はなかなか難しいと思うし、危険箇所というのは優先順位を付けてやっていかざるを得ないわけですよ。なので、そのあたりをどう工夫していくのかという部分を聞いたかったですけれども。しっかり精査をして、少しでも限られた予算の中で効果が上がるように、危機感を持って取り組んでいってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

もう一つは、新規予算の中で災害マネジメント向上事業というのが計上されていますけれども、この災害のマネジメント力というのはすごく大事だと思っています。さっきも人材育成という部分で言わせてもらいましたが、私も8年前の3.11、東日本大震災が起こった直後に宮城県庁に派遣されましたけれども、混乱した状況、刻々と状況が変わっていくのに対応しきれない現場というのを目の当たりにしていますので、いざ大規模災害が起こった時の対応、それをしっかりとやっていくというのは余程難しい事なんだろうなということは感じておりますので、このマネジメント力を持った人をどう育てていくかということが一番大事な部分ではないかなと思っています。というような中で、こういう支援の制度を創設するというのも掲げられていますけれども、この支援制度、これをどのような制度にして、どういうふうに県として人材を育てていくのかというところを、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

坂東危機管理政策課長

災害マネジメント力向上事業について御質問を頂いております。従来、市町村も含めて、特に市町村の職員の方が被災した時には、最前線の現場ということになるんですけれども、多くの場合市町村単位で見た場合は、そういう大きな外部からの支援を必要とするような災害の経験というのは数十年に一度というのが、最近起きている熊本地震とか西日本豪雨においても実際だと考えております。そうした場合、外部からの支援についても、従来は単発の支援というのはあったんですけれども、今回、私共で考えております事業としては、それぞれの人材育成というものを体系的にマネジメントができる、具体的には、災害対応のプロセス、最初にどういうことをやらなければいけないか、例えば二日目、三日目、一週間、一か月の中でどういうことをやっていかないといけないかということ自身は、地域防災計画には書かれているんですけれども、実際に災害が起きた時にそれを本をめくって見ている暇はないということで、もう少し時系列に体系化したものを作成して、それを共有していこうと、これは支援する側もされる側も、同じように時系列のものを共有すると

いうことを一つ、これがマネジメントとして考えておるものでございます。このマネジメントというものを県職員はもちろんですけれども、市町村の職員についても一緒に学んでいただいて、当然、即応で支援職員を派遣するとしても、まず一定の期間というものは、市町村の方々が自立してと言いますか、まず自分たちで対応していただかないといけない時間というのが出てきます。その時間帯をまず自力で耐えていただいて、それから我々が後から支援に入っていくという形を想定しております。自分たちでもマネジメントを最低限の事をしていただける、そして外からの応援の受入れをすることができる、そうしたものを県・市町村共同で作っていく。そして研修、訓練を通して顔の見える関係を作っていくことで、より意思疎通が円滑にできるようになる。そうした体制を作っていきたいと考えております。

古川委員

支援員制度の創設となっているんですけれども、職員でありますからどんどん部署も変わっていきますよね。こういう研修を受けた方、訓練を受けた方は、どこへ行ってもそういうことに携わってもらおうという制度的なものを作るということですか。

坂東危機管理政策課長

今、委員から御質問を頂いたとおりでございまして、今までですと、防災の部局にいた時には防災の仕事をするけれども、他の部署に行くと、当然、他の仕事がありますので、防災の仕事というのは、一旦切り離されるという形でありました。今回は、この研修を受けた職員の方々というのは、全て名簿に登録をして、どこに替わっても災害の時には首長さんに助言ができるような体制を作っていくという形で、予備役というわけではないですけれども、災害が起きた時には防災の人材として活用ができるような、そういう形を制度として作っていこうということでございます。

古川委員

分かりました。今後、南海トラフ地震だと30年以内、70から80パーセントということですから、登録をしていって3年、5年となってくると、やった事が他の仕事をしていたら忘れてしまいますよね。そういうのは、何か対応するようなことも考えているんですか。

坂東危機管理政策課長

3年、5年と時間がたった場合、1回だけの研修では、やはりそういう技能というものが維持できませんので、今回のこの制度の中では技能維持研修という形で、適宜、そうした職員の方々にも新しい知見というものも含めて、研修を行っていくということを想定しております。

古川委員

分かりました。この制度は本当に大事な制度だと思うので、おっしゃるように職員がやらされた感ではなくて、また替わった分野でこれもやらされるみたいな感じになってしま

うと、多分駄目だと思うんです。ですから、そういうふうにならないようにするというのは難しいんですけども、そのあたりがみそになるんだろうなと思いますね。しっかりとした制度にしていただきたいなと思います。

最後、この間、出来上がったものを頂いたんですけども、南海トラフの緊急情報の対応について、対応方針がまとまったということで頂きました。この半割れの時の住民の避難行動モデル、特に、県南部の住民のこの避難行動モデル、まず、半割れの情報が出されたときは、どのような避難行動をしてもらおうんですか。

北村とくしまゼロ作戦課長

古川委員から、半割れの場合の県南部の住民の方の避難行動について御質問を頂いております。このモデルでは、まず半割れがあって、津波警報等が出ているということですので、まずは、情報をキャッチしていただいた段階で、すぐに逃げていただくということになるかと思います。津波警報が解除されるまでの間避難していただいて、その間には臨時情報、発災してから2時間ぐらいで大規模な地震発生の可能性が高まっているというような情報が出ましたら、引き続き、避難所に移動いただく。防災対応方針でもお示ししておりますが、それぞれの避難対象者の属性と言いますか、避難すべき方、望ましい方、警戒対策をとる方という色分けに沿って動いていただくということで、書かせていただいております。

古川委員

取りあえず、とにかく警報が出ているので全住民に逃げてもらう、動いてもらう。その後、警報が解除された後の動きについて、いろいろ分けた上で行動を取ってもらうということだったと思います。大事なものは、自力で避難が困難な方、自力で避難可能な要配慮者の方、一般の方と分けているんですけども、どの方がここに属するのかということがはっきりしなかったら、こんなものを決めていても、多分発災となったら何の役にも立たないと思いますね。ですから、そのあたりをどう明確にしていくかということが大事だと思うんです。そうでないと、これは作っても、多分役立たないと思いますので、そのあたりをなかなか進めていけてないのではないかなと思っていますが、これからしっかりと進めていってほしいなと思います。

黒崎委員

私からも1点だけ御質問させていただきます。午前中に、岩佐委員から発災時の医療関係の連携のお話が出ておりました。そういったことをお伺いしたいと思うんですけど、私の住んでおります鳴門市南浜という所は、3月の第1日曜日に防災訓練をやります。昨日、一番若い方が14歳、中学生2年生です。一番年長者は90歳の方。ほとんど70歳以上の方が並ぶんです。私なんか本当にまだ若いほうで、若いと言われるぐらいなんですけれど、そういった年齢層で60名強で訓練をやりました。今年で4年目になりまして、物理的なテント張りとか、あと発電機の回し方とか、最初は、全然できなかったんです。ところが、年長者を中心にやっているのを横でじっと見ていたら、今年はテント張りも、発電機を回すのもね、手際良く、テントは10分で4張できたということで、これは良かった

などということで、後で県の防災センターから山田さんという方が来られて講演もしてくれました。それはそれで大いに良かったんですけど、それが終わった後、どんな話をしたのかというと、避難所に避難して発災をした時、避難場所で時間がたって長期になった時、自分はこんな持病があるというふうなお話がたくさん出てきまして、実はこのお話は去年も出たんですけど、ばたばたしていてゆっくりお話をお聞きするところまでいかなかったんですけど、今年は時間があつたのでゆっくり聞きました。やっぱり医療関係の質問が誠に多いと。それと自分は心臓が悪い、あるいは実は脳梗塞を前にやっているんだとか、そんな話がいっぱい出てきまして、自分の持病に対して避難場所に行った時にどう対応するのかというようなことが、一つ大事なことなんだろうと、そう思いました。県は、こうやって防災関係の方がたくさん来られていまして、本当に頭が下がるぐらいしっかりと計画を立てていただいている。これは分かる。ところが、防災訓練をやってみたら、もうてんでばらばらなの、現場は。現場はてんでばらばら、あれをまとめてまた避難するのは大変なことだと思います。でも、そういったことをやっていかななくてはならないんだらうと。地元も努力しないといけないなと思いますけれど、それを県がいろいろな計画を立てて、避難する県民とどう対応して、うまく対応できるのか。あるいはそこに市町村があつて、市町村がどううまく対応できていくのか。こういったところが大事なところではなかろうかと思うんですが、発災してから避難場所に避難して生活が始まるというような、そのあたり、言わば初期のあたりの医療関係の対応等について、もう少し県民に広報が必要ではないかなと思ったりもするんです。あの混乱は何とかならないといけないなとそう思いました。考えていることもてんでばらばらで、言っていることもてんでばらばらというふうな状況でございますので、これは相当時間を掛けて徹底させていかなければいけないと、そう思いました。それで広報について、発災初期にどういったことが必要なのか、それについてどんな広報をされているのか、あるいはどんな広報を今からしようとされるのか、そのあたりをお教えてください。

西田広域医療室長

発災時の医療の対応についてでございます。まず、発災時におきましては、避難していただくということが一番大事なことでありますけれども、慢性疾患を抱えられている方につきましては、余裕がありましたら、お薬手帳が避難生活におきまして、非常に役に立ってくると思います。急性期におきましては、医療のほうも、医療の提供できる部分が限られてきますし、薬の調達も難しくなる。そういったことから、これも可能であればなんですけれども、日頃服用しているようなお薬が手元にあるようでしたら、それも合わせて持ち出していただければと考えております。こうした対応なんですけれども、様々な防災訓練の中で住民の皆様を考えていただくということになってくるんですけれども、そのあたり十分細かくお伝えできているかといいますと、従来の訓練の中では十分ではなかったかと思えます。ここは、県は研修とかやっておりますので、こういった方法があるのか、こちらのほうでも考えさせていただければと思っております。

黒崎委員

本当にそのとおりだと思うんですよ。今は、そういう持病も持病の内容もてんでばらば

ら、家庭の環境も全然違う。そんな中で、しっかりとそれぞれが持っている病気に対して、発災時にどう対応していくのかと、これは本当に大変なことだと思うんですよ。時間が掛かりますのでね、できるだけ早く、各市町村が一番の窓口になっていくんだらうと想像しています。ですから、住民側とそのあたりを連携してできるように、しっかりとお願いしたいと思います。従来 of 防災訓練の中で医療というものと携わっていくとか、関連していくという防災訓練は誠に少ないなと思いました。今回、そういった認識を持ったので、是非とも、医療関係と市が窓口になってできるような訓練になっているのかなと思ったりもするんですけど、とにかく、その医療関係と県民・市民が連携して訓練ができるような形というものを、機会を作っていただきたい。そう思うんですが、どうでしょう。

佐藤保健福祉政策課長

ただいま、黒崎委員より医療関係の方との連携した、そして地域の方とが連携した防災訓練の機会を、今後、作っていくべきではないかというような御質問でございます。例えばということで、例をお話しさせていただけたらと思います。昨年9月の、県の総合防災訓練におきましては、美馬市内のほうで訓練を実施したわけでございますけれども、その際に、急性期に福祉避難所を開設したことを想定したということで、DMATによる施設及び避難者のアセスメントなどの実施を行ったところでございます。そうした中で、高齢者とか障がい者の方など、避難者の状態に応じたアセスメントを行った上で、適切に避難所生活を送れるような訓練を行ったところでございます。今後とも、そうした県独自の訓練、あるいは市町村におきましても様々な訓練を行っておりますので、いろいろな機会を捉えて、そうした医療と地域住民の方が連携できるような訓練の実施に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

黒崎委員

住民はね、何回か回数を重ねたら比較的できるようなになるんです。それは、住民は非常にレベルが高いですから。ですから、回数を重ねてそういう機会を作っていただくということが何よりも大事ではないかなと思います。要望いたしまして終わります。

岡本委員

お疲れでしょうからまとめて言いますから。まとめて政策監補が答えてください。先に言っておきます。

これは、質問ではないけれど、徳島中央警察署のことはいろいろな委員さんがいっぱい言いました。しっかりと心に受け止めていただいて、災害が中心の一番大事なところと明確化して、事業を進めてほしいなと思います。これは答弁は要りませんから。

まず、お礼を言わないといけない。阿南安芸自動車道の海部野根道路につきましては、御報告があったんですが、議員連盟の会長という立場でもありますが、これは政調会長に申し上げたのは1月20日ですよ。出来たということはとても良かったなと思って、大変な御労苦があったなと思って、あえてそのことは感謝を申し上げないといけないと思ったところです。

昨日、実は小松島の立江で敬老会に行っていました。こんな話ばかりです。立江榎淵

インターチェンジはいつできるのかと。私らが生きているうちにできるのかと言われましたので、それもお伝えしておきます。これは、政策監補が何を言ってくれてもいいです、後はね。

何でここで立ったかという、最近の新聞記事を見ていると、今の予算の中身とか、裏側にあるものというのを分かってくれないなと思ってるんです。もっと言うと、県の説明が十分でないなと思っていて、それはちゃんとしておかないといけないなと思って、あえて質問に立ちました。私が9月19日の代表質問で言ったのは、骨格予算であっても今までのようなのはいけないですよ、知事、という質問をして、知事が県政史上初めての予算を組みますと言ってくれて、ずっと流れていって、本当に私としてはすごい良い予算になっていると思うんですよ。4,844億円というのは99.6パーセントだからね、前年対比。ちょっと前の2月補正は161億円ですよ。その内、安全・安心対策は143億円なのよ。何が言いたいのかという、うまくやってきたから前年対比が100を超えてないのよ。骨格予算だから100を超えるわけにはいかない。うまく収めていますよ。4,844億円はすごいと思う。通常ベースからいくと平成29年からいくと247億円公共事業が増えて、892億円なんですよ。これはすごいんですよ。国は、5兆9千9百幾らで115パーセント伸びている、公共事業。ここも大事なんだけど、でも、うちの県はもっと伸びているんだよね。すごい伸びているの。通常ベースでいくと138パーセントぐらい伸びているんですよ。892億円で計算をするとね。これはすごいんですよ。でも、さっきちらっと赤堀課長が言ったけれど、今まで普通の川は県単でやりましたと。でも、今年^{じん}の地方債の新しいものができて、そうじゃない状況でやっていますよと。ちょっと声が小さかったけれど、あれは大きく言ってほしいの、声をね。もっと言うと、こうなんですよ。防災・減災国土強靱化緊急対策事業債というのが、国が1.2兆円で、充当率、ここが大事なんですよ。充当率100パーセントですよ。交付税を入れて50パーセント見てくれるでしょう。これはすごいんですけど、もっとすごいものがあって、緊急自然災害防止対策事業債というのは単独事業でいけるんですけど、充当率100パーセントですよ。次が、交付税で措置するのが70パーセントですよ。これは、実際はほとんど県は要りませんからね。70パーセント見てくれて、その残りの30パーセントも要りませんからね。分かりやすく言いますけれど。過疎債と同じなんです。こういうことの説明がなかったんよね。それをちゃんと説明したら、今の新聞記事にはならないと思うな。もっとお互いがしないと。それでね、いつも言っているけれど、基金を取り崩してやってくださいと言っていたでしょう。今回なんとね、二十一世紀創造基金の95億円を取り崩しているんですよ。それで、確か247億円の事業をやるんですよ。95億円取り崩して。ほとんどそこに入っているこれ。それから、命を守るための大規模災害基金というの、4.3億円取り崩して、結構やっていますよね。金額的に。さっき言ったこの二つの新設の地方債というのは、正にこの防災対策特別委員会のためにあるような地方債なんですよ。もう一回言うけれどね、言いにくいかもしれないけれど、国がこうこうでこうしましたというのは、言いにくいかもしれないけれど、正に今までにない、私が9月19日に質問した時には、これはなかったんです。こんなものは。安倍総理の一声でこうなったんでしょう。それを積極的に有効活用したというのは、高く評価しているんですよ。何が言いたいかと言ったら、それだけやっても県の財政には全く影響がないんですよ、これ。普通だったらあるんです。これがなかったら、こんなことやったら次は

大変なことになるでしょうと思いかけているのが、新聞記事です。そうじゃないんですよ。そこをやっぱり明確にしてないと、後がやれないからね。もう一回、元に戻りますけれど、4,844億円の骨格予算ですよ。飽くまで。そうなったら、6月には肉付けをしなければいけない。ひょっとしたら9月かも分からない。そこに対するいろいろな決意というか、もうこれは農林水産部も含めてだけれど、まとめて政策監補に諸々言ったけれど、ちゃんとやっておかないと。特にね、この防災対策特別委員会はこれは言ったほうがいいと思うよ。ほとんど説明がなかったんだね。今、僕が言ったこと。そういうのはあってもいいと思うし、決意のほどを。

瀬尾政策監補兼県土整備部長

今、岡本委員のおっしゃったとおりで、国の、今回災害を受けて総理の一声で、先ほどおっしゃていただきました、有利な後年度負担の少ない地方債。これは今のところ、今年度の県の予算では約60億円ぐらいを充当する予定としております。県公共事業関係です。そういうようなものを含めて、公共事業費、2年連続で皆さん方の御要望を頂きながら、確保させていただきました。それについては、去年と違って、増やしたんだけど、今、岡本委員がおっしゃったように、県の財政に与える影響は非常に少ないということ。これは専門でないので余り私が言ってもあれなんですけれども、そういうことで、今、議会に提案しているところでございますけれども、是非、お認めいただきたいと考えております。これは政府のほうは3か年でということ、3か年というのは、この度の平成30年度補正と、平成31年度当初と、それと平成32年度とで、この3年というようなことになっておりますけれども、今までなかなかできていなかったものが、たった3年で全部できるかということ、またそこはちょっと分かりませんが、それは今後、我々といいますが、議員の皆さん方にも特にお願ひして、是非、これが5年、10年と続いていけたら、なお、うれしいんですけれども。そういうようなことで、できるだけ、我々地方の一般財源の負担が少ない感じで、県土強靱化を進めていけたらいいと考えております。その第一歩として、今回お願いしているものでございます。まとめて決意のほどをとということなんですけれども、今後とも、本当に皆さん方のお知恵等をお借りしながら、後押しを頂きながら、こういった国の有利な起債を積極的に活用して、恐らく、ますますこの災害は増えていくだろうということを知事も常々、我々に警鐘を鳴らしております。とにかく早くやりなさいということをおっしゃっております。執行体制も十分整えながら、今後とも県民の皆さんの命と暮らしを守るといふ決意の下、県土強靱化の更なる加速に向けて、県土整備部だけでなく、ここにおります県庁の職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。これは、決意になっているかどうか分かりませんが、よろしくお願ひいたします。

岡本委員

もう後は答弁は要りませんから。今ね、60億円と言ってくれたんだけど、さっき言った892億円という数字は、通常ベースで240幾ら増えているんだけど、前年対比119億円なのよ。ここから60億円引いたら、言いにくいのは分かるわ。その60億円は普通にできるんだから。言いにくいのは分かるけれど、やっぱりそれは言ってもらわないと、今後の財政的な問題もあるからね。もう一回言うけれど、まず、財政には影響ないです。さっき言

った二十一世紀創造基金も95億円だけれど、ちゃんと35億円返すようになっているからね。もう戻っていますから、既に。それで、一番最後にちらっと言ったことが大事であって、人が足りないよね。さっきあえて言ったけれど、人が足りないんです、これは、人が足りない。だから僕は、肉付けというのは6月だけれど、もっと後でもいいよと言っているのは、そこなんです。9月でもいいんです。人が足りない。そんなことも含めて、もうこれは答弁いいからね、みんながその思いを一緒にして、やっぱり防災・減災をしっかり守っていくという。これは防災対策特別委員会、一番大事だと思っています。次、議席があったら、またこの委員会に来させてもらおうと思っていますので。終わります。

西沢副委員長

先ほど、岡本委員が言った話ですね。財政の岡本ですので、中身は間違っていないと思います。そういうことをちゃんと、正しいことを正しいように報道のほうもやってほしいなと思います。特にそういうここで議論があった話、ちゃんと表に出して、その中で正当な評価というのをね、やってもらいたいなと思います。

それから、あと半割れ、半割れと言っています。私は15、16年前に半割れの話をしました。東海のほうで起こった時に、それを予知としてこちらはどう動くかということ頑張っているやらないといけないのではないかとということ、もう15、16年前から言っていました。やっところさ、ここへ来ました。でも、状況はちょっと変わってきました。高知のほうはやばくなってきました。高知とか宮崎のほうだね。大体が東海のほうから起こってくるんですね。東海、東南海、南海。大体がですよ。でも、今回はちょっとクエスチョンマークになってきました。だから、半割れだけを言ったんでは、残念ながら足りないのではないかと。要するに、半割れ以前に今まで大きな議論になってきました、いろいろな予知現象というのかな、何か予報的な現象がありますよね。そんなものもやはりゼロにしたらいけないのではないかなと。うまく利用することも考えないといけない。半割れで関東、東海とか東南海とか、あっちの方を先に起こった時だけではなくてね。

もう一つは、じゃあいつまで逃げるのかという話があります。そんなのは、例えば、人によったら、高台のほうに子供さんがいるとか、親戚がいるということだったらしばらくいられますので。そういう、いられる人はいられるように。やっぱり、そういう半割れ以前のゼロ割れの時でも避難できるような、そんなことも含めた対策というのは、練らないといけないのではないかなと。公共的な施設に、中山間地に逃げると。津波が来ない、地震が来ないような所に逃げるといふことに対しては、確かに長い間いるということは無理ですよ。だからこそ、そういう時は、やっぱり親戚だけではなくて、知り合いの所とかね、そんな所に逃げる体制、これも十分進めてほしいなと一つ思います。

それと先ほど、ボーリング調査の話がずっと出ました。これは15年ぐらい前ですかね、私が言い出したことですね。ボーリング資料が、そこそこで、やったところがやったところで持ち込んでしまって、そのままどこに行ったか分からなくなる。ボーリング調査で掘ったが、その大切な資料そのものが無くなってしまおうと。いつの間にかなくなってしまうと。特に、市町村合併なんかの時に、どこに行ったか分からなくなると。そんなことではいけないのではないのと。あんな大切なものを、宝物を捨ててしまうのかと。分からないようにしてしまうのかと。当時、15、16年前に私が調べたら、アバウト100億円くらいありま

した。ボーリング調査で掘る金額がね。100億円ぐらい捨てるのかという話でした。だからこそ、そういう、例えば私がここで家を建てたいと。でも、まず周辺がどうなっているのかということを考えて、そういう周辺のボーリング資料を見て、その中で、ここでやるに当たってはこんなものか、ということは考えたらいいのではないかという資料にしたらどうだろう。でもね、ボーリング調査というのは、例えば、ここをやりたいからといって、ここを掘ってもそれが本当かどうか分からないんですね。地盤の中で、地面の中でただ岩がぽこっと出ていたら、そこを抜いて当たったらその深さなんですよ。山が横にあったら、山の岩盤がこう来ていたら、ここで掘るとここで掘るのとは違うんです。だから、いくらここでちゃんと掘ったからと、それは100パーセントではないんです。アバウトなんです。だからね、ずっと議論を聞いていたってね、何だか知らないけれどそれでいいとは言いません。でも、その周辺のを、それらを資料にするということは絶対いいことだと私は思うんです。そういうために、15、16年前にそんな話をしたんですからね。それで、全国で初めて徳島県が各市町村、県、それから国の資料、一般の資料も含めて集めてもらって、ただで使いやすくしてもらったんです。だから、そのあたりをね、なんか議論、今日聞いていて、ちょっとなんか違和感があるなと思って、ずっと聞いていたんです。それだけちょっとね、言いたかった。本当にボーリング資料というのは、周辺のものも大切なんです。事前にやったというのは、それだけ大切なんです。そして、本格的にやっただと。でも、100パーセントはないという思いの中でやらないといけないと、私はそう思います。今日はこのぐらいで終わります。答弁は要らない。

島田委員長

他に質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第19号の3、ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育についてを審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

美馬教育長

巨大地震による津波に対して子供たちの安全な避難場所の確保をすることにつきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒が主体的に判断し、行動する態度を育成する防災教育の推進や、津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。県教育委員会では、学校防災管理マニュアルにおいて、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針を示して、避難・防災体制の構築を促し、教職員研修を通して、災害対応能力の向上を図っております。各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、学校防災計画を策定し、その中で各地域や学校の実情に応じて、地震津波からの避難経路や避難場所を設定しております。避難場所につきましては、児童生徒がより安全に避難するための第1次避難場所、第2次避難場所を設定し、それを踏まえての実践的な避難訓練等を繰り返し、年度ごとに学校防災計画の見直しや改善を重ねております。今後とも、南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒

の安全確保のための事前の危機管理に努めてまいります。

島田委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立をお願いします。

(賛成者多数)

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第19号の3

島田委員長

本年度、最後の委員会でございますので、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、この一年間、南海地震対策をはじめとする防災対策について、終始御熱心に御審議を賜り、また、議事運営に格段の御協力を頂きましたことに、厚く御礼申し上げます。おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を全うすることができました。これもひとえに、委員の皆様方の御協力のたまものであると、心から感謝申し上げます。また、朝日危機管理部長をはじめ、理事者の皆様方におかれましては、多忙を極めた一年であったとは思いますが、常に真摯な態度をもって審議に御協力を頂きましたことに、深く感謝の意を表する次第でございます。審議の過程で表明されました、委員の意見や要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますよう、お願い申し上げます。最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く感謝を申し上げます。時節柄、皆様方には、ますます御自愛いただき、それぞれの場で、今後とも、県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶といたします。一年間、どうもありがとうございました。

朝日危機管理部長

防災対策特別委員会の各部局を代表いたしまして、一言、お礼を申し上げます。

島田委員長さん、西沢副委員長さんをはじめ委員の皆様方には、各般にわたり、御指導、御鞭撻を賜り、誠にありがとうございました。委員の皆様から御頂戴いたしました、貴重な御意見や御提言、御指導をしっかりと受け止めまして、南海トラフ巨大地震をはじめとする防災対策に、各部局一丸となって全力で取り組んでまいりますので、今後とも、御支援、御指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。最後になりましたが、委員

の皆様方の益々の御活躍を心から御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

島田委員長

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(14時37分)